

令和 3 年 度

保健福祉行政の概要

宮城県保健福祉部

◇ ◇ ◇ 目 次 ◇ ◇ ◇

1	保健福祉部の組織図及び分掌事務	1
2	令和3年度保健福祉部の重点方針	9
3	保健福祉部の主要事業概要	19
4	主要な計画の概要	61
5	指定管理施設の概要	75
6	附属機関の概要	83

1 保健福祉部の組織図 及び分掌事務

保健福祉部各課室の分掌事務

令和3年4月1日現在

〔保健福祉総務課〕

- 1 保健福祉行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 保健福祉事務所及び保健所に関すること。
- 3 保健統計及び福祉統計に関すること。

〔社会福祉課〕

- 1 社会福祉施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 社会福祉事業に関すること。
- 3 だれもが住みよい福祉のまちづくり施策の企画及び推進に関すること。
- 4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る総合的な企画及び調整に関する
こと。
- 5 地域における福祉活動等の推進に関すること。
- 6 地域生活支援の推進に関すること。
- 7 福祉関係の人材の育成に関すること。
- 8 民生委員に関すること。
- 9 生活保護に関すること。
- 10 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- 11 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- 12 未帰還者及び未帰還者留守家族の援護に関すること。
- 13 戦没者の遺骨及び遺留品の伝達に関すること。
- 14 引揚者の援護に関すること。
- 15 常盤台霊苑及び宮城之塔に関すること。
- 16 旧軍人、軍属の栄典等に関すること。
- 17 旧軍人、軍属及びその遺族の恩給に関すること。
- 18 その他旧軍人、軍属等の援護に関すること。
- 19 社会福祉協議会に関すること。
- 20 生活困窮者の自立支援に関すること。
- 21 地方再犯防止推進計画に関すること。

〔医療政策課〕

- 1 医療行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の施行に関すること。
- 3 医師及び歯科医師に関すること（医療人材対策室の所管に属するものを除く。）。
- 4 歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、義肢装具士及び言語聴覚士に関すること。
- 5 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関すること。
- 6 死体の解剖及び保存に関すること。
- 7 小児総合医療に関すること。
- 8 地域保健に関すること。
- 9 地域医療（へき地医療を含む。）及び救急医療に関すること。
- 10 地方独立行政法人宮城県立こども病院及び地方独立行政法人宮城県立病院機構に関すること。

〔医療人材対策室〕

- 1 医師の確保に関すること。
- 2 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること。
- 3 高等看護学校に関すること。
- 4 医療従事者の勤務環境整備に関すること。

〔長寿社会政策課〕

- 1 長寿社会行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 介護保険に係る事業の推進に関すること。
- 3 地域包括ケア施策の総合的な調整に関すること。
- 4 認知症高齢者対策の総合的な調整に関すること。
- 5 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
- 6 高齢者の福祉に関すること。
- 7 高齢者福祉計画に関すること。
- 8 シルバーサービス産業に関すること。
- 9 高齢者生活支援・生きがい健康づくりに関すること。
- 10 老人福祉施設に関すること。
- 11 在宅老人福祉対策に関すること。
- 12 敬老事業に関すること。
- 13 介護研修センターに関すること。

〔健康推進課〕

- 1 健康対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 健康づくりの推進に関すること。
- 3 食育の推進に関すること。
- 4 広域健康増進センター及び市町村保健センターに関すること。
- 5 健康・栄養調査、栄養改善及び専門的な栄養指導に関すること。
- 6 特定給食施設における栄養管理に関すること。
- 7 栄養士及び調理師に関すること。
- 8 特別用途食品、健康保持増進効果等についての表示（医薬品及び医薬部外品に係るものを除く。）に関すること。
- 9 食品表示基準に関すること（栄養及び健康に係るものに限る。）。
- 10 生活習慣病予防に関すること。
- 11 歯科保健に関すること。
- 12 がん対策の推進に関すること。

〔疾病・感染症対策課〕

- 1 感染症の予防及び保健指導に関すること。
- 2 ハンセン病療養所入所者及びその親族の援護に関すること。
- 3 原爆被爆者に対する医療の給付等及び特別手当等の支給に関すること。
- 4 指定難病その他の難治性疾患等に関すること。

〔新型コロナ調整室〕

- 1 新型コロナウイルス感染症患者の医療及び療養等の調整に関すること。

〔子育て社会推進課〕

- 1 児童福祉行政及び母子保健行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 児童福祉思想の普及啓発に関すること。
- 3 少子対策の推進に関すること。
- 4 地域の子育て支援施策の推進に関すること。
- 5 児童の健全育成に関すること。
- 6 保育に関すること。
- 7 児童委員、主任児童委員に関すること。

〔子ども・家庭支援課〕

- 1 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉に関する事。
- 2 要保護女子の福祉に関する事。
- 3 母子保健に関する事。
- 4 児童の養育及び療育に関する事。
- 5 児童の医療費助成に関する事。
- 6 家庭相談員、母子・父子自立支援員及び女性相談員に関する事。
- 7 子ども総合センター、児童相談所、女性相談センター、さわらび学園、さくらハイツ、母子・父子福祉センター及びコスモスハウスに関する事。

〔障害福祉課〕

- 1 障害福祉行政の総合的な企画及び調整に関する事。
- 2 障害者（児）の福祉に関する事。
- 3 心身障害者扶養共済に関する事。
- 4 障害者（児）の医療費助成（精神保健推進室の所管に係るものを除く。）に関する事。
- 5 リハビリテーションの推進（高次脳機能障害以外）に関する事。
- 6 リハビリテーション支援センター、啓佑学園、第二啓佑学園、船形の郷、援護寮、七ツ森希望の家、障害者福祉センター、障害者総合体育センター及び視覚障害者情報センターに関する事。

〔精神保健推進室〕

- 1 精神保健行政の企画及び調整に関する事。
- 2 自立支援医療（精神障害に係るものに限る。）に関する事。
- 3 発達障害に関する事（子ども総合センターの所管に係るものを除く。）。
- 4 精神保健福祉センターに関する事。

〔薬務課〕

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)の施行に関する事。
- 2 薬剤師に関する事。
- 3 毒物及び劇物の指導取締りに関する事。
- 4 麻薬、向精神薬、あへん、大麻、覚せい剤等の指導取締りに関する事。
- 5 薬物の濫用の防止に関する事。
- 6 緊急医薬品及び非常災害用医薬品に関する事。
- 7 薬用植物の知識等の普及啓発に関する事。
- 8 採血及び供血あつせん業の指導取締りに関する事。
- 9 献血事業の推進に関する事。
- 10 臓器及び骨髄等の移植に関する事。
- 11 薬事経済調査に関する事。
- 12 温泉に関する事。
- 13 薬事関係団体の育成指導に関する事。

〔国保医療課〕

- 1 国民健康保険事業に関する事。
- 2 国民健康保険保険者、国民健康保険団体連合会及び保険医療機関等の指導監督に関する事。
- 3 国民健康保険審査会に関する事。
- 4 後期高齢者医療に関する事。
- 5 後期高齢者医療広域連合に対する助言及び援助に関する事。
- 6 後期高齢者医療審査会に関する事。

2 保健福祉部の重点方針

令和3年度 保健福祉部の重点方針

1 基本方針

■新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応については、昨年1月に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以降、国や市町村、医療機関、外部有識者、事業者などと連携し、検査体制の充実・拡大や医療提供体制の整備、ワクチン接種体制の構築、感染拡大防止などの取組を進めています。しかしながら、未だその収束は見通せず、令和3年度においても、引き続き、積極的かつ機動的に感染拡大防止のための取組を推進します。

■新・宮城の将来ビジョンの着実な推進

令和3年度は、新たな県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」の初年度であり、政策推進の基本方向の新たな柱として「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」が加わりました。

本県においても、今後、本格的に人口減少が進むことが想定されますが、晩婚化・未婚化の進行も影響し、合計特殊出生率は低下傾向にあり、全国平均と比較しても低い水準にあります。人口減少の加速は、地域経済や社会に大きな影響を及ぼすおそれがありますが、県民一人ひとりが幸福を実感し、地域の活力を維持するため、社会全体で子育て世代を支えながら、未来を担う全ての子どもの健やかな成長を後押しするなど、「子育てしやすい宮城県」への転換に向け取組を進めていきます。

また、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けて、引き続き、「宮城県地域医療計画」や「宮城県地域福祉支援計画」など、保健福祉部の各分野の計画等に基づき、在宅医療などの医療提供体制の確立や保健・医療・福祉分野等の連携による地域包括ケアシステムの充実・推進を図るとともに、介護サービス・障害福祉サービスの提供体制の整備等を着実に推進していきます。

■被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

東日本大震災の発生以降、宮城県震災復興計画のもと、被災した医療機関や社会福祉施設の復旧、保健・医療・福祉サービスの回復を図るとともに、応急仮設住宅による住まいの確保や、被災者の見守り、健康調査などを実施したほか、地域の支え合い活動支援や心のケア対策などを通じて、被災された方々が安心して暮らせるための取組を全力で推進してきました。

一方、被災地では、きめ細かに対応しなければならない課題がまだまだ残されていることから、引き続き、被災者の相談支援や孤立防止のための見守り活動支援、心のケアなど、被災者が安心して暮らせるための取組を推進し、復興完了に向けたきめ細かなサポートを進めていきます。

2 重点項目

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症の対策については、引き続き、受診・相談センターの運営を継続するほか、地域外来・検査センターの設置拡大への支援やドライブスルー方式等によるPCR検査体制の維持に取り組みます。また、県内の感染状況に応じて、入院病床や軽症者等宿泊療養施設の確保に努めるとともに、医療機関への設備導入支援や院内感染発生時等における支援、保健所体制の強化に取り組みます。

さらには、要介護者が感染した際の対策として、入院先医療機関への高齢者医療支援チームの派遣やケア付き宿泊療養施設の確保に取り組むほか、社会福祉施設における対策として、衛生資材購入支援や、感染者の発生により職員が不足する施設への介護職員の応援派遣、介護施設におけるゾーニング環境等の整備を支援します。

ワクチン接種については、市町村や医師会等医療関係団体などとの調整を図り、円滑かつ迅速に接種できる体制の整備を推進します。

そのほか、活動に大きな影響を受けているフードバンクや子ども食堂について、団体への助成等を行うとともに、不安を抱える妊婦へのウイルス検査等を実施します。

(2) 結婚・出産・子育てを応援する環境の整備

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」に基づき、結婚をして家庭を築き、子どもを持つことを望む人の希望がかなえられるよう、結婚から妊娠、出産、育児まで切れ目のない支援を行います。

結婚支援については、新たにAIマッチングシステムを導入し、出会いの機会拡大に向けた支援に取り組むとともに、高校生や大学生を対象に妊娠・不妊・出産・子育てに対する正しい知識の普及や、ライフプランの形成支援に取り組むほか、市町村と連携し、地域の実情を踏まえた少子化対策の充実を図ります。

妊娠・出産・子育てに関する支援については、子どもを望む夫婦の経済的・精神的負担を軽減する不妊治療医療費助成、周産期・小児医療従事者の確保や体制の構築に取り組むとともに、地域で安心して暮らすための障害児支援体制を強化します。

また、一時預かり事業や放課後児童クラブなどの地域における子ども・子育ての取組を支援するほか、子育て世帯に対する支援として、引き続き、乳幼児医療費助成や小学校入学準備支援制度等の実施、幼児教育・保育の無償化により経済的負担の軽減を図ります。

保育所等利用待機児童の早期解消については、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所や事業所内保育施設等の整備支援、認定こども園への移行促進に取り組むとともに、保育士・保育所支援センターによる就業支援、保育補助者や保育支援者の雇用経費に対する助成等により保育人材の確保に努めるほか、キャリアアップ研修について、多くの保育士が受講できるようオンライン研修を導入し、資質向上に努めます。

(3) 家庭・地域等の連携・協働による子どもを支える体制の構築

新たな「宮城県子どもの貧困対策計画」に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策事業を行う市町村や、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりに取り組む団体を支援するとともに、様々な事由により課題を抱える子どもや家庭に対する支援として、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習・生活支援を継続するほか、新たに、子どもの養育費に関する相談体制を充実し、養育費の履行確保に向けた支援を行います。

児童虐待への対応については、SNSを活用し、子育て世代や子どもを対象とした相談体制の充実を図るとともに、地域の関係機関との連携や職員の専門性の強化等による体制を整備し、児童虐待の予防や発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで、切れ目のない支援を行います。

そのほか、里親制度の普及促進や、里親への支援体制強化、家族の再統合の支援を行い、子どもの安定した養育環境の確保を図っていきます。

(4) 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

複雑化している支援ニーズに対応する包括的な相談・支援体制の構築等を進め、困難を持つあらゆる人を地域で支える地域共生社会の実現に向けた取組の推進を図ります。

生活状況が不安定なひとり親家庭に対して、就業相談や就業情報の提供を行うとともに、就職や生活の安定に資する資格取得を促進する教育訓練給付等を行い、自立した生活が出来るよう支援をします。

生活困窮者の自立促進支援については、困窮状態からの早期脱却を図れるよう、状況に応じた各種支援を継続して実施します。

障害者の就業・生活支援については、障害者が地域において自立して生活できる工賃収入の実現に向け、事業所に対する経営支援や販路拡大支援を継続するとともに、新たに請負業務の共同受注体制整備を図るためのモデル事業に取り組みます。

(5) 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供

生涯を通じた健康づくりについては、企業・団体、保険者、行政機関等が参画する「スマートみやぎ健民会議」における取組や、歩行数や野菜摂取量の増加を促す環境整備、健診データの分析等に基づいた生活習慣病の予防や重症化対策に係る団体と連携して取り組むほか、受動喫煙防止対策の推進等により、全てのライフステージを通じた切れ目のない健康支援体制の構築に取り組みます。

また、県民一人一人が健康状態やライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりができるよう、支援体制の充実を図るとともに、在宅の要介護者や障害のある方が身近な場で適切な歯科治療を受けるための人材育成支援や、働き盛り世代の歯周病予防対策などに取り組みます。

さらに、がん登録事業の実施等、総合的ながん対策の推進や、若年のがん患者に対する生殖機能温存治療費用の助成に取り組むほか、骨髄提供者への助成など、骨髄提供を行いやすい環境整備や、造血幹細胞移植を受けた小児がん患者のワクチン再接種費用の助成等に取り組んでいきます。

安全で良質な医療を将来にわたって持続的かつ安定的に提供していくため、「第7次宮城県地域医療計画」に基づく取組を着実に進めていきます。

医療人材の確保、偏在解消については、医療従事者が健康で安心して働くことができる勤務環境の整備に向けた取組を進めるとともに、医学生に対する修学支援やキャリア形成支援、看護師の育成支援、薬剤師の確保対策を進めます。また、地域医療構想の実現に向けて、病床機能の分化・連携・病床機能の再編について支援を行います。

救急医療については、ドクターヘリの運航や地域の救命救急センターの運営支援、救急電話相談等のほか、搬送の効率化を図る救急搬送情報共有システムの運用を行います。

国民健康保険については、第2期宮城県国民健康保険運営方針に基づき、市町村と十分に連携しながら安定した制度運営を行います。

高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会を実現できるよう、新たに策定した「第8期みやぎ高齢者元気プラン」に基づく取組を着実に推進します。

医療・介護等の様々なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実・推進に向け、要介護状態を招くおそれのある高齢者のフレイル対策や、地域における支え合いの推進、認知症の早期発見・早期対応システムの充実や、認知症の本人と家族を地域で支えるための体制づくりを進めます。

また、喫緊の課題である介護人材の確保・養成・定着を図るため、新たにICT機器導入による事務業務の改善を支援するとともに、引き続き週休三日制の導入支援を推進するなど、介護事業者における働き方改革をより一層推進するほか、外国人技能実習生や介護福祉士養成施設に通う留学生への支援の充実、若者から高齢者までの幅広い世代に対する介護イメージアップに取り組みます。

このほか、福祉系高校の学生に向けた修学資金等の貸付事業を新たに実施し、若者の介護分野への参入促進を図るとともに、元気な高齢者の介護業務への参入や、介護現場の職場環境の改善に資するロボット等介護機器の導入を推進します。

さらに、特別養護老人ホームや地域密着型サービス施設などの介護基盤の整備を推進するとともに、介護保険制度の適正な運営等を継続して進めていきます。

(6) 安心して暮らせる社会の実現

障害がある方への支援については、引き続き「みやぎ障害者プラン」及び新たな「宮城県障害福祉計画」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発や相談支援等の取組を進めるとともに、障害福祉サービスの提供体制の整備を計画的に推進します。

また、今年度新たに施行された「障害を理由とする差別を解消し障

害のある人もない人も共生する社会づくり条例」や「手話言語条例」に基づき、差別等に関する理解の普及啓発のほか、障害の特性に応じた多様な意思疎通や情報手段の確保に努めるとともに、障害のある人とない人との相互理解を促すためスマートフォン用アプリの「手助けマッチング機能」を活用した助け合いサービスの実証事業に取り組みます。

また、グループホームや就労支援事業所など地域において自立した生活を送るための施設の整備に加え、引き続き、県全域のセーフティネットの役割を担う「宮城県船形の郷」の建替えを進めます。

そのほか、発達障害者支援センター等による発達障害児者への支援や、市町村が行う障害者医療費助成事業への補助を継続して実施します。

ひきこもり支援については、ひきこもり地域支援センターにおいて、当事者・家族支援や関係機関への後方支援を推進するほか、県北及び県南地域にモデル事業として設置したひきこもり者の「居場所」において、本人の社会参加の支援・孤立防止に取り組むとともに、より住民に身近な市町村における対策の実施を促します。

また、自死対策については、「宮城県自死対策計画」に基づき、自死のきっかけとなる健康や経済的問題等の対策について、関連施策の連携した総合的な取り組みを推進するとともに、県民一人ひとりの気づきと見守りを促すために、ゲートキーパー養成や普及啓発等に市町村や民間団体等と連携して取り組みます。

(7) 被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

災害公営住宅の整備完了に伴い、プレハブ仮設住宅等が解消されましたが、被災者の生活支援として、災害公営住宅等への巡回訪問等を通じた見守り活動や相談対応、コミュニティ構築などの支援を継続していきます。また、災害公営住宅への転居等生活環境の変化による心身の健康状態の悪化を防ぐために、災害公営住宅における支え合い体制づくりを支援するなど、被災者のニーズに応じたきめ細かな支援に

引き続き取り組んでいきます。

さらに、被災された方々の心のケアへの対応については、拠点となる「心のケアセンター」の運営支援を継続し、市町や心のケアに携わる関係機関と連携した地域住民や支援者支援を実施するほか、地域における支援体制整備を推進するため、沿岸市町における人材確保・育成に向けた支援に取り組みます。

また、子どもたちの心のケアについては、被災児童やその親、支援者への支援等を継続するとともに、震災で親を亡くした子どもたちの安定した養育環境の確保を図るため、「東日本大震災みやぎこども育英基金」を活用し、里親等の養育者に対する支援を継続します。

保健福祉部における人材育成と働き方改革の推進

東日本大震災をはじめとした自然災害への対応や新型コロナウイルス感染症の発生，さらなる少子高齢化の進展など，社会環境や業務環境が大きく変化している状況の中，保健福祉部では，より複雑化・専門化し，かつ増加する行政課題に対応するため，「みやぎ人財育成基本方針」に基づき，「人材育成の理念」や「人材育成方針」を定め，各種研修制度を設け，職員の専門性を高め，知識やスキルの高度化を図る人材育成に取り組んでいます。

一方，増加する行政課題への対応等によって，職員の業務負担の増大や長時間勤務の恒常化等が顕著となっているほか，新型コロナウイルス感染症に対応する「新たな生活様式」の率先した実践が求められるなど，「生産性の向上」や「柔軟な働き方の推進」，「職員の意識改革」を柱とする働き方改革への対応が急務となっています。

こうしたことから，今年度，保健福祉部においては，テレワークの実施や会議運営の見直し，アウトソーシングなどの業務改善の実施等，働き方改革を積極的に推進し，限られた人的資源において，多様化する行政課題への対応していくとともに，ワーク・ライフ・バランスを実現し，心身ともに健康で働きやすい職場環境の確保に努めていきます。

【目指す姿】

- ◇組織活性化による県民サービスの向上と，職員が健康で充実した時間を過ごす。
- ◇様々な事情を抱える職員を含め，全ての人材が活躍できる環境をつくりあげる。

【働き方改革の3本柱】

「生産性の向上」「柔軟な働き方の推進」「職員の意識改革」

- ・時間を大切にする風土づくり
- ・仕事の効率性を評価する環境の整備
- ・個々の職員の能力・方法に依存しない組織的な働き方の実現
- ・各職員の事情に応じた働く時間・場所・方法の選択の幅の充実
- ・プライベートの充実とリフレッシュの機会の創出

3 保健福祉部の主要事業概要

令和3年度当初予算 保健福祉部 主要事業概要一覽

No.	担当課・室	事業等の名称	頁
1	社会福祉課	地域共生社会形成推進費	21
2	社会福祉課	被災地域福祉推進費	22
3	社会福祉課	フードバンク支援費(新型コロナウイルス感染症対応分)	23
4	医療政策課	医療提供体制整備費	24
5	医療政策課	診療・検査医療機関等経営支援費	25
6	医療政策課	病床機能再編支援費	26
7	医療政策課	病床機能分化・連携推進基盤整備費	27
8	医療人材対策室	看護職員確保支援費	28
9	医療人材対策室	医療機関勤務環境改善費	29
10	長寿社会政策課	ロボット等介護機器導入促進費	30
11	長寿社会政策課	介護人材確保対策緊急アクションプラン推進費	31
12	長寿社会政策課 子育て社会推進課 子ども・家庭支援課 障害福祉課	社会福祉施設等感染症対策費	32
13	長寿社会政策課 障害福祉課	社会福祉施設等介護職員等確保支援費	33
14	長寿社会政策課	福祉系高校修学資金等貸付金	34
15	長寿社会政策課	介護基盤整備等支援費	35
16	健康推進課	スマートみやぎプロジェクト推進費	36
17	疾病・感染症対策課	保健所体制強化費	37
18	疾病・感染症対策課	医療機関等設備整備支援費	38
19	疾病・感染症対策課	検査体制構築費	39
20	疾病・感染症対策課	地域外来体制整備費	40
21	疾病・感染症対策課	宿泊療養施設確保費	41
22	疾病・感染症対策課	ケア付き宿泊療養施設確保費	42
23	疾病・感染症対策課	ワクチン接種体制整備費	43
24	子育て社会推進課	地域子ども・子育て支援費	44
25	子育て社会推進課	若い世代への少子化対策強化費	46
26	子育て社会推進課	子どもの貧困対策推進費	47
27	子育て社会推進課	子どもの食緊急支援費	48
28	子育て社会推進課 障害福祉課	幼児教育無償化推進費	49
29	子育て社会推進課	待機児童解消推進費	50
30	子ども・家庭支援課	児童虐待対策費	51
31	子ども・家庭支援課	乳幼児医療助成費	53
32	子ども・家庭支援課	妊産婦総合対策費	54
33	子ども・家庭支援課	不妊治療医療助成費	55
34	障害福祉課	障害者差別のない共生社会推進費	56
35	障害福祉課	BPOを活用した障害者工賃向上モデル推進費	57
36	障害福祉課	船形の郷建替整備費	58
37	精神保健推進室	多様な子どもの安心子育て支援費	59
38	精神保健推進室	心のケアセンター運営支援費	60

主 要 事 業 概 要

1 事業名	地域共生社会形成推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		地域福祉推進事業
	(各課別歳出予算概要事業名)		地域福祉活動促進事業費
2 当初予算額	8, 5 7 3 千円	3 担当課	保健福祉部社会福祉課 (TEL : 211-2519)
4 目的	地域共生社会実現に向け、市町村の取組を支援するもの。		
5 事業概要	<p>1 包括的な相談・支援を担う人材育成 市町村において包括的な相談・支援体制を構築するには、福祉全般について幅広い知識を有するとともに、関係機関と連携して各種サービスをコーディネートすることができる高いスキルを持った人材が必要であることから、育成のための研修を行う。</p> <p>2 アドバイザー派遣 市町村における地域共生社会の取組を支援するため、要請によりアドバイザーを派遣する。</p> <p>3 (仮称) 地域福祉推進会議 地域共生社会の実現に向けて包括的支援体制の構築が図られるよう、行政や県社協、職能団体等を構成員として(仮称)地域福祉推進会議を設置する。</p> <p>4 市町村への指導・助言 各市町村における地域福祉計画の策定・改定及び地域共生社会形成に向けた取組の促進を図るため、職員とアドバイザーが各市町村を回り、各市町村における現状・課題の把握と取組に対する指導・助言を行う。</p> <p>5 市町村社協等に対する助成事業(市町村への補助) 市町村社協等が実施する地域共生社会の推進に向けた事業(住民同士の支え合いや交流事業の促進に向けた取組)に対し、助成を行う。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	被災地域福祉推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 被災地域福祉推進事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 被災地域福祉推進事業費		
2 当初予算額	543,118千円	3 担当課	保健福祉部社会福祉課 (TEL: 211-2519)
4 目的	被災者に対する相談支援や孤立防止のための見守り活動, 住民同士の交流機会の提供などを通して, 被災者の安定的な日常生活の確保や心身の健康の維持向上, 被災者支援から地域福祉活動への移行に向けた取組の推進を図るもの。		
5 事業概要	<p>○被災者見守り・相談支援事業</p> <p>(1) 「被災者見守り・相談支援調整会議」を開催する事業</p> <p>地域において, 被災者支援を行う社会福祉協議会や社会福祉法人, NPO, 地域コミュニティ活動団体等の関係機関の活動内容の調整等を行うことにより, 事業の効率的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>(2) 被災者の見守り・相談支援を行う事業</p> <p>ア 災害公営住宅等への巡回訪問等を通じた見守り・声かけ</p> <p>イ 被災者の日常生活に関する相談支援</p> <p>ウ 被災者の日常生活の安定確保に資する情報提供</p> <p>エ 支援が困難なケースについて, 関係者が連携して対応するためのケース検討会議の開催</p> <p>(3) 被災者支援従事者の資質向上等を図るための事業</p> <p>ア 被災者支援従事者の資質向上のための研修会の実施</p> <p>イ 被災者支援従事者のメンタルヘルスに関する講習会の実施</p> <p>(4) その他被災者の孤立防止を図るため, 見守り・相談支援と一体的に行うことが効果的な取組</p>		

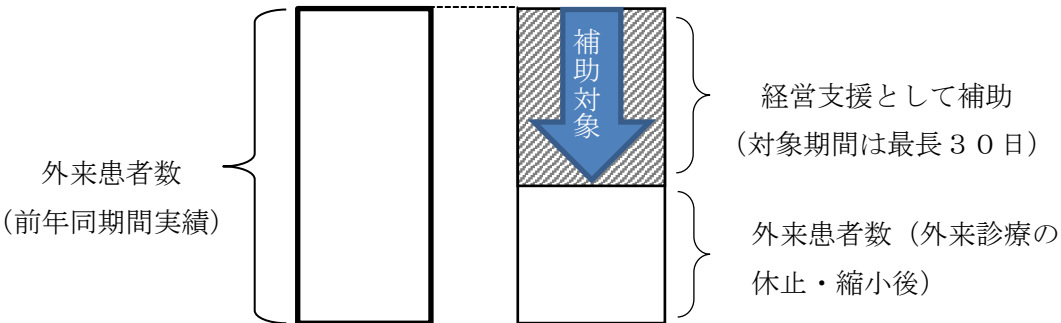
主 要 事 業 概 要

1 事業名	フードバンク支援費（新型コロナウイルス感染症対応分） （新・宮城の将来ビジョン推進 事業名） フードバンク支援事業 （各課別歳出予算概要事業名） 生活困窮者自立促進支援事業費		
2 当初予算額	10,000千円	3 担当課	保健福祉部社会福祉課 (TEL: 211-2517)
4 目的	新型コロナウイルス感染症の影響により、フードバンク活動団体における活動経費が増加しているため、活動経費の助成を行い、フードバンク活動を支援するもの。		
5 事業概要	<p>○フードバンク活動経費に係る補助金支援事業</p> <p>県内でフードバンク活動を行っている団体等に対し、生活困窮者、子ども食堂等への食料支援に関する経費の助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象団体：特定非営利活動法人，社会福祉法人，公益財団法人，一般社団法人，消費生活協同組合又は農業協同組合のいずれか。また，上記いずれかの団体団体のほか，知事が認める団体。 ・ 交付対象経費：人件費，交通費，消耗品費，通信運搬費，賃料及び使用料，備品購入費等のフードバンク活動に係る経費 ・ 補助率：対象経費の10/10 ・ 補助額：2,000千円（上限額） 		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	医療提供体制整備費 (新・宮城の将来ビジョン推進 事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 医療提供体制整備費		
2 当初予算額	13,608,000千円	3 担当課	保健福祉部医療政策課 (TEL:211-2614)
4 目的	新型コロナウイルス感染症患者及び疑い患者の入院に対応する医療機関が実施する病床確保、消毒、患者対応に伴い深夜勤務となる医療従事者の宿泊施設確保等に要する費用を補助することにより、医療提供体制の整備を図るもの。		
5 事業概要	<p>1 病床確保支援事業 13,578,870千円 新型コロナウイルス感染症患者及び疑い患者の受け入れのため確保した病床及び休床とした病床の病床確保料を補助するもの。</p> <p>(1) 対象 新型コロナウイルス感染症患者及び疑い患者の入院を受け入れる医療機関</p> <p>(2) 補助額 (厚生労働省基準額：1床当たりの病床確保料)</p> <p>①重点医療機関である特定機能病院等 ICU内の病床確保 436千円/日, HCU内の病床確保 211千円/日, 左記以外 74千円/日</p> <p>②重点医療機関である一般病院 ICU内の病床確保 301千円/日, HCU内の病床確保 211千円/日, 左記以外 71千円/日</p> <p>③①及び②以外の医療機関で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院 ICU内の病床確保 97千円/日, 中等症患者等病床確保 41千円/日, 左記以外 16千円/日</p> <p>④疑い患者受入協力医療機関 ICU内の病床確保 301千円/日, HCU内の病床確保 211千円/日, 左記以外 52千円/日 ※休止病床が療養病床の場合は、①から④のいずれの場合も 16千円/日 ※消毒に係る経費については、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」(平成30年12月27日健感発1227第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に準じて消毒等を行った場合、当該消毒等に要した額を補助する。</p> <p>2 医療従事者宿泊先確保支援事業 29,130千円 医療従事者が、新型コロナウイルス感染症患者の対応のために業務が深夜に及んだ場合、若しくは基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難な場合、医療機関があらかじめ契約等により宿泊施設を確保した経費を補助するもの。 厚労省基準額 (1室当たり) 13,100円/日</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	診療・検査医療機関等経営支援費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 医療提供体制整備費		
2 当初予算額	200,000千円	3 担当課	保健福祉部医療政策課 (TEL:211-2622)
4 目的	発熱患者等の診療・検体採取を行う診療・検査医療機関等において、新型コロナウイルス感染症の患者等が発生し、外来診療・入院診療の休止・縮小を余儀なくされた場合に補助金を交付することにより、経営支援を行うもの。		
5 事業概要	<p>1 補助対象 県が指定した診療・検査医療機関、指定医療機関、入院協力医療機関及び新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者の転院を受け入れた後方医療機関のうち、次の要件に合致すると県が認めた医療機関</p> <p>2 補助要件と補助内容</p> <p>(1) 外来診療 医療機関の患者や医療従事者が新型コロナウイルスの感染患者又は濃厚接触者となったことに伴い、外来診療を休止・縮小した場合。ただし、後方医療機関は診療・検査医療機関の指定を受けている場合に限る。 休止・縮小により減少した外来患者数 × 13,500円 × 2/3 (前年同期間比で算出)</p> <p>(2) 入院診療 入院患者や医療従事者が新型コロナウイルスの感染患者となり、感染拡大防止のために新規入院を制限又は患者を転院させる等入院診療を縮小した場合。ただし、外来診療も休止・縮小している場合に限る。 休止・縮小により減少した外来患者数 × 37,000円 × 2/3 (直近同期間比で算出) ※上限 診療所500万円, 病院1,000万円</p> <p>3 適用 各種指定等がなされた以降であれば、施行日前に外来・入院診療を休止・縮小した場合にも遡って適用する。</p> <p>(外来診療に関する経営支援のイメージ)</p> 		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	病床機能再編支援費								
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) ー								
	(各課別歳出予算概要事業名) 病床機能再編支援費								
2 当初予算額	292,000千円	3 担当課	保健福祉部医療政策課 (TEL: 211-2618)						
4 目的	地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものに対し、病床数の最適化に必要な支援を行うもの。								
5 事業概要	<p>(1) 医療機能の分化・連携に必要な病床削減支援</p> <p>地域医療構想の実現のため、県内の病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、病床数の最適化に必要な病床数の削減を行う場合、削減病床数に応じた給付金を支給するもの。</p> <p>(2) 医療機能の分化・連携に必要な医療機関統合支援</p> <p>地域医療構想の実現のため、県内の病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、病床数、病床機能、医療提供体制の適正化のために統合する場合、統合計画に参加する病院等に給付金を支給するもの。</p> <p>(3) 病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援</p> <p>地域医療構想を実現するために必要な病院の統廃合(上記(2))において、廃止病院の未返済の債務を統合後に存続する病院が新たに融資を受けて返済する場合、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に給付金を支給するもの。</p> <p><参考：支給対象医療機関及び支給額(見込み)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給対象 医療機関数</th> <th>支給対象 病床数</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19 医療機関</td> <td>226 床</td> <td>292,000 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年度病床機能報告等を基にした想定</p>			支給対象 医療機関数	支給対象 病床数	支給額	19 医療機関	226 床	292,000 千円
支給対象 医療機関数	支給対象 病床数	支給額							
19 医療機関	226 床	292,000 千円							

主 要 事 業 概 要

1 事業名	病床機能分化・連携推進基盤整備費		
	(将来ビジョン推進事業名)	—	
	(震災復興推進事業名)	—	
	(各課別歳出予算概要事業名)	地域医療介護総合確保事業費	
2 当初予算額	580,250千円	3 担当課	保健福祉部医療政策課 (TEL:211-2617)
4 目的	病床の機能分化・連携を推進し、将来の医療需要に対応できる医療提供体制の構築を図るもの。		
5 事業概要			

○事業の内容

①病床転換

地域医療構想で示された2025年の必要病床数(推計値)を踏まえ、将来的な不足が推測される回復期病床を整備するために必要となる施設・設備整備に対し補助するもの。

②事業縮小[仙台医療圏を除く]

病院の事業縮小(急性期病床の削減に伴い病室を他の用途へ変更する場合等)に要する費用に対し補助するもの。

③再編統合

2つ以上の病院の再編・統合に伴い、急性期病床または回復期の集約化により、要する費用に対し補助するもの。

■事業の概要

事業	区分	対象経費	補助率
① 病床 転換	施設整備 (病床)	急性期病床から回復期病床への転換/新築・増改築	1/2 以内
		急性期病床から回復期病床への転換/改修	
	施設整備 (リハ施設)	医学的リハビリテーション施設	
設備整備	医療機器等の備品購入費		
② 事業 縮小	施設整備 (他の用途)	急性期病床削減に伴い不要となる病室の他の用途(機能転換以外)への改修	
	特別損失	急性期病床削減に伴う財務諸表上の特別損失(固定資産除却損, 固定資産廃棄損, 固定資産売却損)	
	退職金の 割増相当額	急性期病床削減に伴い退職する職員の早期退職制度活用により上積みされた退職金の割増相当額	
③ 再 編 統 合	施設整備 (再編統合)	2つ以上の病院の再編・統合に伴い、急性期または回復期病床の集約化により必要となる施設整備(新築/改築)	
		2つ以上の病院の再編・統合に伴い、急性期または回復期病床の集約化により必要となる施設整備(改修)	
	設備整備	医療機器等の備品購入費	

※「②事業縮小」は仙台医療圏を除く

主 要 事 業 概 要

1 事業名	看護職員確保支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 新型コロナウイルス感染症対応看護職員派遣事業		
2 当初予算額	423,000千円	3 担当課	保健福祉部医療人材対策室 (TEL: 211-2615)
4 目的	新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い、県内の医療機関等の看護職員が不足した場合に、県内の他の医療機関等から看護職員の派遣を受けることにより、新型コロナウイルス感染症患者等に円滑に対応できる医療提供体制の確保を図るもの。		
5 事業概要	<p>新型コロナウイルス感染症患者への対応により看護職員が不足した医療機関等に対して、県が調整し、他の医療機関等から看護職員を派遣するもの。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対応看護職員派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症患者への対応により看護職員が不足した医療機関から派遣の依頼を受けた場合、県が派遣調整を行い、他の医療機関等の看護職員を派遣する。 ・派遣に当たっては、県と派遣元医療機関が協定を締結し、派遣に要した経費（謝金、交通費）を県が負担する。 ・謝金の上限は、1人1時間当たり5,520円（重点医療機関の場合）、他は2,760円 ・派遣見込み数：41人 <p>(2) (1)に係る保険加入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣看護職員の傷害補償保険について県が保険会社と契約を締結し、支払う。 <p><新型コロナウイルス感染症対応看護職員派遣事業のスキーム></p> <pre> graph TD Miyagi[Miyagi Prefecture] MiyagiAssoc[Miyagi Prefecture Nursing Association (事前調整)] DispatchingInst[派遣元医療機関等] ReceivingInst[派遣先医療機関] Miyagi -- ①派遣要請 --> DispatchingInst DispatchingInst -- ②協定締結 --> Miyagi DispatchingInst -- ③協定通知 --> MiyagiAssoc MiyagiAssoc -- ④派遣 --> ReceivingInst DispatchingInst <--> MiyagiAssoc DispatchingInst <--> Miyagi ReceivingInst <--> MiyagiAssoc ReceivingInst <--> Miyagi </pre>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	医療機関勤務環境改善費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費		
2 当初予算額	332,679千円	3 担当課	保健福祉部医療人材対策室 (TEL:211-2686)
4 目的	医師、看護師等の医療従事者の離職防止や医療安全等を図るため、勤務環境の改善に取り組む医療機関に対して必要な支援を行う。また、令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制適用に向け、労働時間短縮のための取組を支援する。		
5 事業概要	<p>1 医療機関の勤務環境改善に向けた取組への支援【補助】327,640千円</p> <p>(1) 医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費を支援 170,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助上限額：1医療機関133千円×稼働病床数 ○ 補助率：資産形成経費（勤怠管理システム導入、休憩室整備等）9/10 その他経費（改善支援アドバイス、短時間勤務要員確保等）10/10 ○ 補助対象医療機関：年間救急車受入件数1000件以上2000件未満（※）など地域医療に特別な役割があり、かつ月の時間外等が80時間を超える医師を雇用しているなど過酷な勤務環境となっている医療機関 (※)2000件以上は診療報酬による対応 ○ 交付要件：医師の労働時間短縮のための計画を策定し取り組むことなど <p>(2) 医療業務補助者の配置に要する経費を支援 152,640千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象人数：2人まで 補助基準額：1人月額18万円 補助率：2/3 <p>(3) 勤務環境改善計画の作成や目標達成のための取組に要する経費を支援 5,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助基準額：1病院75万円 補助率：2/3 <p>2 宮城県医療勤務環境改善支援センターの運営【委託】4,811千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年11月設置 委託先：県医師会 ○ 支援センターでは、宮城労働局が設置している宮城医療労務管理支援センターと連携し、医療労務管理や医業経営分野の専門家であるアドバイザーが医療機関に対する相談支援等を行う。 <p>3 その他【旅費等】228千円</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	ロボット等介護機器導入促進費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) ロボット等介護機器導入促進事業 (各課別歳出予算概要事業名) 介護職員勤務環境改善支援事業費		
2 当初予算額	168,300千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課 (TEL: 211-2554)
4 目的	介護ロボット・ICT の導入による介護職員の負担軽減と介護職の魅力向上を図るため、事業者における機器導入等への補助等を実施するもの。		
5 事業概要	<p>(1) 介護ロボット・ICT 普及推進事業 講演会、展示会開催による介護ロボット・ICT の普及を促進するもの。</p> <p>(2) 介護ロボット・ICT 導入支援事業 介護事業所が介護ロボット・ICT を導入（購入・レンタル）する経費等を補助するもの。 (補助率→①, ③～④：一定の要件を満たす場合 3/4 それ以外 1/2 ①のうち AI により状況を認識するもの, ②：1/2)</p> <p>①介護職員の負担軽減に資する介護ロボット (移乗支援・入浴支援：上限 750 千円／台 それ以外：上限 250 千円／台)</p> <p>②介護職の魅力向上に資する次世代型の介護ロボット (上限 500 千円／台) (補助上限額：定員 30 名につき 500 千円)</p> <p>③見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備 (Wi-Fi 導入, インカム) (上限 6,500 千円／事業所)</p> <p>④介護記録から請求業務まで一気通貫とするために必要なタブレット端末, 介護記録ソフト等の一式 (事業所規模に応じて上限 2,250 千円／事業所)</p> <p>(3) 介護ロボット・ICT 導入活用アドバイザー事業 介護ロボット・ICT の導入検討の段階から継続して活用できるよう、アドバイザーによる研修会等を開催し、事業者に対する支援を図る。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	介護人材確保対策緊急アクションプラン推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		介護人材確保対策緊急アクションプラン事業
	(各課別歳出予算概要事業名)		地域医療介護総合確保事業費
2 当初予算額	184,569千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課 (TEL: 211-2554)
4 目的	団塊の世代すべてが後期高齢者となる令和7年において、我が県では約5千人の介護職員が不足する見込みであるため、緊急かつ大胆な介護人材確保対策に取り組むもの。		
5 事業概要	<p>(1) 日本人人材・外国人材確保共通アクションプラン</p> <p>① 介護職働き方改革応援宣言プロジェクト事業 働き方改革に取り組む介護事業者に対し、制度構築や運用等について支援を行う。</p> <p>② 働きやすい職場づくりのためのICT導入支援モデル事業 新たに介護ソフトを導入する介護施設等に対し導入経費の補助やコンサルティング等の支援を行う。</p> <p>(2) 外国人材確保アクションプラン</p> <p>① 海外現地機関との直接連携事業 外国人材に関する相談・支援窓口を設置するとともに、海外との直接連携を行い、現地介護人材等に関する情報収集や受入介護施設等とのマッチング支援を行う。</p> <p>② 技能実習生の学習・生活支援補助金 送出機関や研修機関が県内施設で実習予定の技能実習候補者に対して奨学金の給付や学費の減免等を行った場合に、その経費に対して補助する。また、介護施設等が技能実習生に対して居住費などの生活費を給付する場合に、その経費に対して補助する。</p> <p>③ 外国人留学生の学習・生活支援補助金 介護施設等が日本語学校や介護福祉士養成施設に通う留学生に対して、奨学金(学費や居住費)の給付等を行う場合に、その経費等に対して補助する。</p> <p>④ 日本語学習無料支援事業 外国人介護人材向けに日本語講座を開講し、語学力向上や資格取得について支援を行う。</p> <p>⑤ 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業 介護施設等における外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を補助する。</p> <p>(3) 介護イメージアップ事業 介護のマイナスイメージを払拭するため、大胆なイメージアップキャンペーンを行う。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	社会福祉施設等感染症対策費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 地域医療介護総合確保事業費 (各課別歳出予算概要事業名) 次世代育成支援対策事業費 障害福祉施設支援費		
2 当初予算額	174,000千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課 (TEL: 211-2556) 保健福祉部子育て社会推進課 (TEL: 211-2529) 保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL: 211-2532) 保健福祉部障害福祉課 (TEL: 211-2558)
4 目的	介護施設, 児童福祉施設及び障害福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策を推進するため, 感染予防の普及啓発, 相談窓口の設置及び衛生資材の配布・購入支援等を実施するもの。		
5 事業概要	<p>(1) 介護施設における感染症対策 7,000千円 (長寿社会政策課) 介護施設を訪問し, 感染症対策研修を行う事業を委託により実施する。</p> <p>(2) 児童福祉施設における感染症対策</p> <p>① 保育所等からの感染症対策についての相談対応及び必要に応じた専門家の派遣等を行う事業を委託により実施する。 5,599千円 (子育て社会推進室)</p> <p>② 保育所等におけるマスク・消毒液等の衛生用品の購入費を補助する。 37,800千円 (子育て社会推進室)</p> <p>③ 児童養護施設等からの感染症対策についての相談対応及び必要に応じた専門家の派遣等を行う事業を委託により実施する。 4,327千円 (子ども・家庭支援課)</p> <p>④ 児童養護施設等におけるマスク・消毒液等の衛生用品の購入・施設改修費を補助する。 61,279千円 (子ども・家庭支援課)</p> <p>⑤ 感染防止に配慮した児童相談所等への Web 会議システムの導入費, 児童相談所における一時保護時の感染防止対応費。 17,995千円 (子ども・家庭支援課)</p> <p>(3) 障害福祉施設における感染症対策</p> <p>① 障害福祉施設からの感染症対策についての相談対応及び必要に応じた専門家の派遣等を行う事業を委託により実施する。 10,000千円 (障害福祉課)</p> <p>② 県が消毒液やゴム手袋などの衛生用品等を購入し, 障害福祉施設に配布する。 30,000千円 (障害福祉課)</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	社会福祉施設等介護職員等確保支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) — 地域医療介護総合確保事業費 (各課別歳出予算概要事業名) 社会福祉施設等介護職員確保支援費 障害福祉施設支援費		
2 当初予算額	136,050千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課 (TEL: 211-2549) 保健福祉部障害福祉課 (TEL: 211-2558)
4 目的	介護施設、障害福祉施設等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に備え、介護職員等の応援派遣に向けた体制整備を行うとともに、発生施設等に対し「かかり増し経費」の支援を行うもの。		
5 事業概要	<p>1 介護施設等に対する支援</p> <p>(1) 新型コロナウイルス関連要介護高齢者支援事業 9,000千円 介護施設等で感染症が発生した場合に応援職員を派遣できる体制構築を委託により実施するもの。</p> <p>(2) 社会福祉施設等介護職員等確保支援事業 9,000千円 応援職員の派遣に伴う保険加入、宿泊先の確保及び旅費等の補助を行うもの。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス継続支援事業 93,250千円 新型コロナウイルス感染症が発生した介護サービス事業所・介護施設等に対して、職員確保や消毒など通常のサービス提供時には想定されない「かかり増し経費」について補助するもの。</p> <p>2 障害福祉施設等に対する支援</p> <p>(1) 社会福祉施設等介護職員等確保支援事業 6,300千円 障害児者入所施設で感染症が発生した場合に応援職員を派遣するための調整や宿泊先の確保を委託により実施するとともに、応援職員の派遣に伴う保険に加入するもの。</p> <p>(2) 障害福祉サービス確保支援事業 18,500千円 新型コロナウイルス感染症が発生した障害福祉サービス事業所等に対して、職員確保や消毒などの通常のサービス提供時では想定されない「かかり増し経費」について補助するほか、(1)の応援職員派遣に係る旅費等の経費を補助するもの。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	福祉系高校修学資金等貸付金 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 地域医療介護総合確保事業費		
2 当初予算額	33,600千円	3 担当課	保健福祉部長寿社会政策課 (TEL: 211-2536)
4 目的	団塊の世代全てが後期高齢者となる令和7年に向けて、介護人材等を確保していくため、福祉系高校の学生に修学資金の貸付を行い、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援するもの。また、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職への新規参入促進を支援し、新たな介護人材を確保するもの。		
5 事業概要	<p>(1) 福祉系高校修学資金貸付事業</p> <p>福祉系高校の学生に返済免除付きの修学資金を貸し付けするため、貸付原資を宮城県社会福祉協議会へ補助し、貸付事業を実施する。</p> <p>①貸付対象者 福祉系高校3校(明成, 迫桜, 登米総合産業)の学生</p> <p>②貸付額(上限) イ. 修学準備金(入学金を除く) 30千円(初回のみ) ロ. 介護実習費 30千円(年額) ハ. 国家試験受験対策費用 40千円(年額) ニ. 就職準備金 200千円(最終回のみ)</p> <p>③返済免除要件 介護福祉士資格の登録を行い、介護分野の介護職の仕事に3年間、継続して従事することで、全額免除。</p> <p>(2) 介護分野就職支援金貸付事業</p> <p>他業種で働いていた者等であって、介護職員初任者研修等の一定の研修を修了した者に返済免除付きの就職支援金を貸し付けするため、貸付原資の補助事業を実施する。</p> <p>①貸付額(上限) 200千円</p> <p>②返済免除要件 2年間、介護分野における介護職員として継続して従事することで、全額免除。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	介護基盤整備等支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名)		
2 当初予算額	695,748千円	3 担当課	老人福祉施設整備費補助 地域医療介護総合確保事業費
4 目的	介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、多床室の個室化改修、ゾーニング環境等整備、換気設備の設置に係る費用を支援するもの。		
5 事業概要	<p>1 地域医療介護総合確保基金</p> <p>(1) 簡易陰圧装置の設置に要する費用の支援 196,400千円 介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、気圧を低くした陰圧室の設置が有効であることから、簡易陰圧装置及びそれに伴うダクト工事に要する費用について支援するもの。</p> <p>(2) 多床室の個室化に要する改修費の支援 15,648千円 事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室を分離する場合に備え、入所者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費について支援するもの。</p> <p>(3) ゾーニング環境等の整備に要する費用の支援 471,000千円 感染症対策として、感染発生時対応及び感染拡大防止の観点から施設内のゾーニング環境等の整備に要する費用について支援するもの。 イ ユニット型施設の各ユニットへの玄関室の設置 ロ 従来型個室・多床室のゾーニング環境の整備（動線を分離し、分離した区画ごとにトイレ・洗面所・シャワー室等を整備する事業） ハ 2方向から出入りできる家族面会室の整備</p> <p>2 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 12,700千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 換気設備の設置に要する費用の支援 風通しの悪い空間は、感染リスクが高いことから、窓等による換気が不十分な場合等にも、定期的に換気できるよう換気設備の設置に要する費用について支援するもの。 		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	スマートみやぎプロジェクト推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進 事業名) スマートみやぎプロジェクト		
	(各課別歳出予算概要事業名) 健康づくり推進事業費		
2 当初予算額	23,245千円	3 担当課	保健福祉部健康推進課 (TEL: 211-2624)
4 目的	県民の運動・食生活等生活習慣の改善を図るため、スマートみやぎ健民会議(県民運動)を基盤とし、日常的に健康づくりが実践できる社会環境の整備を行うもの。		
5 事業概要	<p>1 スマートみやぎ健民会議を基盤とした県民運動の推進【11,989千円】</p> <p>(1) スマートみやぎ代表者会議の開催</p> <p>(2) 健康づくり優良団体表彰の実施</p> <p>(3) 県民運動の周知・広報</p> <p>2 中小企業・関係団体との連携による健康経営の概念の普及啓発【5,080千円】</p> <p>(1) 中小企業経営者・事業主等を対象としたトップセミナー等の開催</p> <p>(2) 職場健康づくりリーダーセミナーの開催</p> <p>(3) 健康経営の概念の普及啓発</p> <p>3 みやぎヘルスサテライトステーション拡大事業【3,940千円】</p> <p>(1) ヘルスサテライトステーション拡大補助事業</p> <p>(2) ヘルスサテライトステーション認証事業</p> <p>(3) 健康情報の発信</p> <p>4 子どもの健康なからだづくり推進事業【2,236千円】</p> <p>(1) 連携会議の開催</p> <p>(2) 地域特性を踏まえた連携企画事業の実施</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	保健所体制強化費 (新・宮城の将来ビジョン推進 事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 感染症予防対策費		
2 当初予算額	106,000千円	3 担当課	保健福祉部疾病・感染症対策課 (TEL: 211-2632)
4 目的	新型コロナウイルス感染症対策において、感染拡大の防止を図る上で中心的な役割を担う保健所の体制を強化するため、保健師等の人員を確保する。		
5 事業概要	<p>1 新型コロナウイルス感染症対策保健師等派遣業務 59,039千円(保健福祉総務課) 県民からの相談対応や積極的疫学調査等の保健所の業務が逼迫する場合に、柔軟に人員を確保するため、民間委託により保健師等を派遣し、保健所の体制強化を行うもの。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>各保健所・支所(9か所) 20名</u></p> <p>2 保健所職員確保 46,961千円(疾病・感染症対策室) 県民からの相談対応や積極的疫学調査等の業務を行う保健所の保健師や事務職等の職員体制を確保するため、会計年度任用職員を雇用するもの。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>各保健所・支所(9か所) 保健師等 19名, 事務職 13名</u></p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	医療機関等設備整備支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) — (各課別歳出予算概要事業名) 感染症指定医療機関運営費補助等		
2 当初予算額	1, 100, 000千円	3 担当課	保健福祉部疾病・感染症対策課 (TEL: 211-2632)
4 目的	新型コロナウイルス感染症患者の外来や入院対応を行う医療機関に対して、設備導入等に係る助成を行い、医療提供体制の整備を図るもの。		
5 事業概要	<p>1 外来協力医療機関補助金 500,000千円 患者等の外来対応を行う診療・検査医療機関等に対する設備等整備への助成</p> <p>2 入院協力医療機関補助金 200,000千円 患者の入院対応を行う感染症指定医療機関等に対する設備等整備への助成</p> <p>3 重点医療機関等設備整備補助金 200,000千円 高度な医療を提供する医療機関等に対する設備等整備への助成</p> <p>4 感染症検査機関等設備整備補助金 200,000千円 検査を実施する医療機関や民間検査機関等に対する設備等整備への助成</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	検査体制構築費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進 事業名) — (各課別歳出予算概要事業名) 感染症指定医療機関運営費補助等 感染症発生対策費		
2 当初予算額	764,988千円	3 担当課	保健福祉部疾病・感染症対策課 (TEL:211-2632)
4 目的	新型コロナウイルス感染症の疑い患者や濃厚接触者等の検査を適切に実施し、感染者を早期に把握することにより、感染拡大防止を図るもの。		
5 事業概要	<p>1 感染症予防事業（ドライブスルー方式診療所設置）205,788千円 ドライブスルー形式によるPCR検査体制を整備するため、臨時診療所の運営に要する人件費等を東北大学病院に対して補助するとともに、臨時診療所の運営に要する資機材等を整備する。</p> <p>2 感染症発生対策費（感染症患者発生時疫学調査等）559,200千円 感染症法第15条に基づく調査の一環として、新型コロナウイルス感染症に係る検査を保健環境センター等において実施するとともに、保険適用される検査の自己負担分を公費負担する。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	地域外来体制整備費 ----- (新・宮城の将来ビジョン推進 事業名) — (各課別歳出予算概要事業名) 感染症指定医療機関運営費補助等		
2 当初予算額	488,650千円	3 担当課	保健福祉部疾病・感染症対策課 (TEL: 211-2632)
4 目的	診療・検査体制の更なる充実に向けた地域外来・検査センターの整備を図るもの。		
5 事業概要	<p>○ 事業の内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、更なる検査体制の確立のために、地域の実情に応じて、各圏域に「地域外来・検査センター」の設置に向けた支援を行い、診療・検査体制を構築する。</p> <p>○ 予算の概要</p> <p>市町村、郡市医師会が設置する地域外来・検査センターに対して、設置費及び運営費を支援する。</p> <p>各圏域：保健所，支所単位9か所（R3.1現在：亘理郡，大崎，栗原，石巻設置済）</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	宿泊療養施設確保費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 感染症発生対策費		
2 当初予算額	4, 591, 993千円	3 担当課	保健福祉部疾病・感染症対策課 (TEL: 211-2632)
4 目的	新型コロナウイルス感染症に罹患した軽症者や無症状者について、療養先となる民間宿泊施設の借り上げ、医療費の負担、移動手段の確保、自宅療養者への食事提供などを行うことにより、感染症のまん延防止と適切な医療の提供を図るもの。		
5 事業概要	<p>1 感染症入院患者医療費負担金等 118,940千円 宿泊療養者や自宅療養者の医療費を負担するとともに、自宅療養者のうち自ら食事を確保できない方に対する食事提供等を行う。</p> <p>2 感染症患者移送 382,053千円 民間業者への委託又は車両の借り上げにより、外来受診や宿泊療養施設へ入所する方の移動手段を確保する。</p> <p>3 軽症者等宿泊療養施設確保事業 4,091,000千円 県内民間宿泊施設(ホテル)を借上げ、軽症者及び無症状者を宿泊療養施設において療養させるもの。</p> <p>(1) 宿泊療養施設の確保 (2) 施設運営のための環境整備 (3) 宿泊療養施設に配置する医療従事者の確保 (4) 宿泊療養施設に必要な物品の購入及び運営に必要な修繕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【宿泊療養について】</p> <p>(1) 宿泊療養等の対象者 軽症者や無症状者で病原体保有者のうち、重症化の恐れが高い人に該当せず、医師が入院の必要がないと判断した方。</p> <p>(2) 宿泊療養の解除(退所) 宿泊療養解除基準(退院基準と同様)に基づき解除する。 ・有症状者：発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合 ・無症状者病原体保有者：検体採取日から10日間経過した場合 等</p> <p>(3) 宿泊療養フロー</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 1. 県の調整本部で宿泊療養対象者の確認・調整 </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 2. 入所 ・健康管理 ・食事提供 ・生活支援 等 </div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 3. 退所 ・退所基準を満たせば、順次退所 </div> </div> </div>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	ケア付き宿泊療養施設確保費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) ー		
	(各課別歳出予算概要事業名) 感染症発生対策費		
2 当初予算額	370,000千円	3 担当課	保健福祉部疾病・感染症対策課 (TEL:211-2632)
4 目的	新型コロナウイルス感染症患者であって、無症状者のうち、介護を要する者を療養させる施設を設けることにより、患者の適切な隔離態勢の整備及び要介護者の良好な療養環境の確保を図るもの。		
5 事業概要	<p>遊休の高齢者福祉施設を借り上げ、新型コロナウイルス感染症患者であって、無症状者のうち、介護を要する者を療養させる施設を設ける。(通常の宿泊療養施設(ホテル)は、要介護高齢者の療養に適さないため。)</p> <p>○整備室数 20室</p> <p>○人員体制</p> <p>(1) 医師 オンコール</p> <p>(2) 看護師 常駐</p> <p>(3) 介護職 常駐</p> <p>※県内の介護事業所から協力いただくとともに、人材会社を活用する。</p> <p>○財源 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)(国庫10/10)</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	ワクチン接種体制整備費 ----- (新・宮城の将来ビジョン推進 事業名) — (各課別歳出予算概要事業名) 予防接種費等負担金		
2 当初予算額	80,000千円	3 担当課	保健福祉部疾病・感染症対策課 (TEL: 211-2632)
4 目的	新型コロナウイルスのワクチン接種を迅速かつ円滑に実施するため、接種体制の整備を行うもの。		
5 事業概要	<p>1 運営費事務費 12,000 千円 ワクチン体制整備に係る運営及び事務。</p> <p>2 コールセンター委託費 68,000 千円 ワクチン接種に係る接種後の副反応に係る相談といった医学的知見が必要となる専門的な相談を受け付けるためのコールセンターの設置。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	地域子ども・子育て支援費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 地域子ども・子育て支援事業 (各課別歳出予算概要事業名) 地域子ども・子育て支援費		
2 当初予算額	2,770,000千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2529)
4 目的	安心して子どもを産み育てることができる地域社会の実現を目指し、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。		
5 事業概要	<p>1 事業内容</p> <p>地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に対して県が補助するもの。</p> <p>(1)利用者支援事業 97,856千円</p> <p>子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するために要する費用に対して補助を行う。</p> <p>(2)延長保育事業 184,275千円</p> <p>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育所等で引き続き保育を実施するために要する費用に対して補助を行う。</p> <p>(3)実費徴収に係る補足給付を行う事業 508千円</p> <p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成するために要する費用に対して補助を行う。</p> <p>※副食材料費に対する助成については、「幼児教育無償化推進費」に掲載。</p> <p>(4)多様な事業者の参入促進・能力活用事業 2,805千円</p> <p>新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用に対して補助を行う。</p> <p>(5)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 1,631,865千円</p> <p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、事業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために必要な費用に対して補助を行う。</p> <p>(6)子育て短期支援事業 1,111千円</p> <p>母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業のために必要な費用に対して補助を行う。</p>		

(7) 乳児家庭全戸訪問事業 28,516 千円

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うために要する費用に対して補助を行う。

(8) 養育支援訪問事業 14,508 千円

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行うために要する費用に対して補助を行う。

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 3,143 千円

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施するために要する費用に対して補助を行う。

(10) 地域子育て支援拠点事業 384,266 千円

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行うために要する費用に対して補助を行う。

(11) 一時預かり事業 332,864 千円

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うために要する費用に対して補助を行う。

(12) 病児保育事業 63,553 千円

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行うために必要な費用に対して補助を行う。

(13) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 24,659 千円

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うために必要な費用に対して補助を行う。

2 根拠法令

子ども・子育て支援法第67条第3項

3 実施主体

市町村

4 補助率

国1/3, 県1/3, 市町村1/3

5 事業費

地域子ども・子育て支援事業費 2,769,929千円

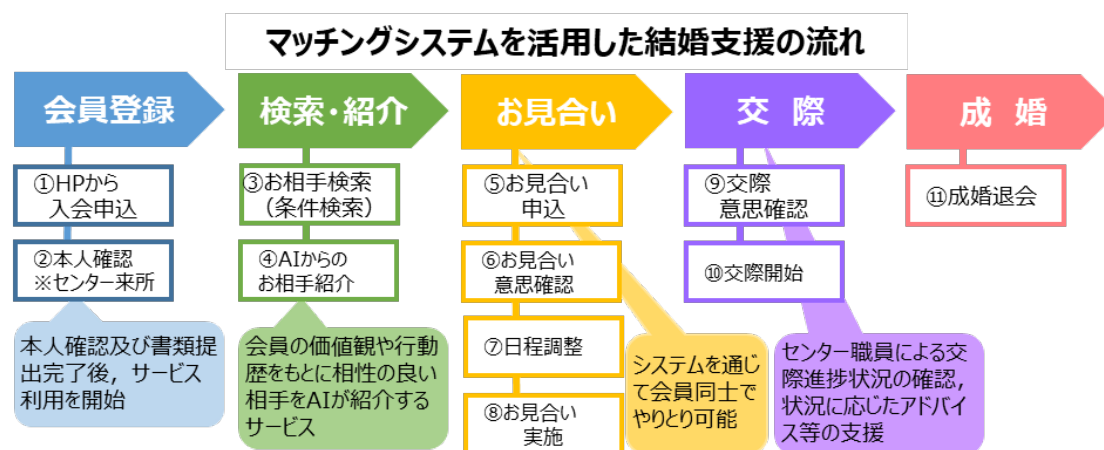
事務費 71千円

主 要 事 業 概 要

1 事業名	若い世代への少子化対策強化費 ----- (新・宮城の将来ビジョン推進 若い世代への少子化対策強化事業 事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 結婚支援事業費		
2 当初予算額	57,900千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL: 211-2528)
4 目的	少子化の一因である未婚化・晩婚化に対応するため、結婚を希望する若い世代の出会いの機会の拡大を図ると共に、高校生・大学生向けに、妊娠・不妊・出産・子育てに対する正しい知識の普及・啓発を行うもの。		
5 事業概要	<p>(1) 結婚支援事業 47,700千円</p> <p>「みやぎ青年婚活サポートセンター」において、従来の相談員の対面による結婚相談・支援に加え、AIマッチングシステムを導入し、利便性の向上、マッチング成功率・成婚数の向上を図る。</p> <div style="text-align: center;"> <p>マッチングシステムを活用した結婚支援の流れ</p> </div> <p>(2) ライフプラン形成支援事業 10,000千円</p> <p>高校生・大学生を対象としたセミナーの開催や啓発冊子の配布を通じ、早い時期から妊娠・不妊・出産・子育てに対する正しい知識を身に付け、結婚や子育てに対する不安の軽減や前向きなライフプランの形成を支援する。</p>		

(1) 結婚支援事業 47,700千円

「みやぎ青年婚活サポートセンター」において、従来の相談員の対面による結婚相談・支援に加え、AIマッチングシステムを導入し、利便性の向上、マッチング成功率・成婚数の向上を図る。



(2) ライフプラン形成支援事業 10,000千円

高校生・大学生を対象としたセミナーの開催や啓発冊子の配布を通じ、早い時期から妊娠・不妊・出産・子育てに対する正しい知識を身に付け、結婚や子育てに対する不安の軽減や前向きなライフプランの形成を支援する。

主 要 事 業 概 要

1 事業名	子どもの貧困対策推進費 (新・宮城の将来ビジョン推進 子どもの貧困対策推進事業 事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 子どもの貧困対策事業費		
2 当初予算額	21,110千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL: 211-2528)
4 目的	市町村が行う子どもの貧困対策事業や「子ども食堂ネットワーク」の活動に対する支援等により、地域のニーズや資源に応じた子どもの貧困対策を推進するもの。		
5 事業概要	<p>(1) 子どもの貧困対策市町村支援事業 3,000千円 地域の実情に応じて市町村が行う取組(活動団体助成等)への補助経費 補助率: 1/2(上限100万円) ※仙台市は除く</p> <p>(2) 子どものたより場応援プロジェクト広報事業 1,500千円 県・河北新報社・(公財)地域創造基金さなぶりの3者で取り組む上記プロジェクトを活用し、子どもの貧困対策についての啓発・広報を行う。</p> <p>(3) 子どもの居場所づくり活動団体ネットワーク事業 8,800千円 R2年度に設立した「子ども食堂ネットワーク」を活用し、以下の支援に取り組む。 ・情報発信(子ども食堂ネットワークのウェブサイトを作成し、一元的に情報発信) ・子ども食堂の立ち上げ支援及び体制強化支援のための相談窓口の設置 ・圏域ごとのネットワーク会議等の開催 ・寄附物品共有システムの管理・運営と物品の保管・配送支援</p> <p>(4) 地域における子どもの貧困対策モデル事業 7,210千円 社会福祉法人、市町村社会福祉協議会等を中心に、地域の実情に応じた子どもの貧困対策事業をモデル的に実施し、将来的な横展開を図る。</p> <p>(5) 市町村担当者研修会等 600千円 市町村子どもの貧困対策計画の策定を促進するため、担当者を対象とした研修会を開催する。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	子どもの食緊急支援費 (新・宮城の将来ビジョン推進 事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 子どもの貧困対策事業費		
2 当初予算額	5,000千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2528)
4 目的	子ども食堂の再開に必要な費用及び食糧配送に係る費用を補助し、コロナ禍で厳しい環境にある子ども達の食を支援するもの。		
5 事業概要	<p>○子どもの食緊急支援事業 5,000千円</p> <p>500千円(1団体当たり補助上限額)×10団体=5,000千円</p> <p>補助対象：県内で活動を行っている子ども食堂運営団体</p> <p>補助率：定額(上限500千円)</p> <p>補助対象経費</p> <p>①食堂再開への支援 上限 200千円</p> <p>衛生資材購入経費(マスク, 消毒液, 石けん, うがい薬, 体温計, 使い捨て手袋等)</p> <p>会場使用料 等</p> <p>②食糧配送等への支援 上限 300千円</p> <p>食材購入費, 消耗品費(段ボール, 容器等), 会場使用料, 配送費, 郵便切手代 等</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	幼児教育無償化推進費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 幼児教育無償化事業 (私学・公益法人課) 施設型給付費負担金 (子育て社会推進課) 障害児入所給付費等 (障害福祉課)		
2 当初予算額	4,129,354千円	3 担当課	総務部私学・公益法人課 (TEL:211-2264) 保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2529) 保健福祉部障害福祉課 (TEL:211-2538)
4 目的	令和元年10月から実施された幼児教育の無償化に伴い、幼稚園・保育所・認定こども園等における利用料等を負担することにより、国、市町村とともに質の高い幼児教育の機会の提供を保障するもの。		
5 事業概要	<p>1 無償化の対象者・対象範囲等</p> <p>(1) 対象年齢 小学校就学前3年間(幼稚園は満3歳から)。住民税非課税世帯は0～2歳も対象。</p> <p>(2) 対象範囲</p> <p>① 幼稚園, 保育所, 認定こども園等: 標準的な利用料を無償化</p> <p>② 預かり保育: 保育の必要性があると認定された場合, 月額1.13万円まで利用料を無償化</p> <p>③ 認可外保育施設等: 保育の必要性があると認定された場合, 月額3.7万円(0～2歳は月額4.2万円)まで利用料を無償化</p> <p>④ 障害児支援に係るサービス, 利用料を無償化</p> <p>(3) 負担割合 国1/2, 県1/4, 市町村1/4, 公立施設は市町村10/10</p> <p>2 無償化対応事業 4,129,354千円</p> <p>(1) 無償化対応利用料等負担事業 4,045,354千円 無償化に伴い, 下記の各施設利用に伴う利用料等を負担する。</p> <p>① 保育所, 認定こども園, 幼稚園(新制度)等: 施設型給付費 2,138,827千円</p> <p>② 幼稚園(新制度未移行), 幼稚園の預かり保育等: 新制度対象外幼稚園無償化推進費 1,760,000千円</p> <p>③ 認可外保育施設事業等: 認可外保育施設等無償化推進費 108,000千円</p> <p>④ 障害児通所施設, 障害児入所施設: 障害児入所給付費等 38,527千円</p> <p>(2) 幼児教育の無償化に係る自治体事務費等 84,000千円</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	待機児童解消推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 待機児童解消推進事業 (各課別歳出予算概要事業名) 待機児童解消推進費		
2 当初予算額	438,476千円	3 担当課	保健福祉部子育て社会推進課 (TEL:211-2529)
4 目的	保育所等の待機児童ゼロを目指し、市町村が行う保育所整備等に対して補助を行うほか、各種待機児童解消施策を効果的・効率的に推進し、県内における保育所等の待機児童の解消を図る。		
5 事業概要	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 子育て安心プラン強化事業 16,246千円</p> <p>① 認可保育所を目指す認可外保育施設への運営費補助 (対象:1施設,補助率:国2/4,県1/4,市町村1/4)</p> <p>② 認可外保育施設が認可化するための調査費及び移転費補助 (対象:1施設,補助率:国2/4,県1/4,市町村1/4)</p> <p>③ 医療的ケア児保育支援モデル事業 (対象:1施設,補助率:国2/4,県1/4,市町村1/4)</p> <p>(2) 保育施設整備緊急加速化事業 422,200千円 民間事業者による保育所及び事業所内保育施設の整備への補助</p> <p>① 沿岸部被災地復興型:沿岸部被災地における保育施設の整備への補助 (対象15施設,補助率:県3/4,事業者1/4)</p> <p>② 工業団地内企業等による保育施設の整備への補助 (対象 3施設,補助率:県2/3,事業者1/3)</p> <p>③ 県内における保育施設の整備への補助 (対象 7施設,補助率:県1/2,事業者1/2)</p> <p>(3) 事務費 30千円</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	児童虐待対策費 (新・宮城の将来ビジョン推進 児童虐待防止強化事業 事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 児童虐待防止強化事業費		
2 当初予算額	142,161千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL:211-2531)
4 目的	増加を続け、より複雑化・深刻化している児童虐待を防止するため、関係機関との連携強化及び児童相談所の体制強化を図るとともに、職員の専門性の向上等を図る。		
5 事業概要	<p>(1) 市町村との連携強化事業 (10,053千円) 児童相談所OBなど児童虐待対応経験者等を児童相談所に配置し、市町村に技術援助等の支援を行う。</p> <p>(2) 児童の安全確認等のための体制強化事業 (11,652千円) 児童虐待通告・相談の受付、児童記録の整理等を行う対応員を児童相談所に配置する。</p> <p>(3) スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (1,238千円) 外部からスーパーバイザーを招き、複雑な児童虐待のケース等に対して専門的・技術的な助言・指導を受ける。</p> <p>(4) 専門性強化事業 (5,061千円) 児童相談所の職員を対象とした児童虐待対応研修の開催や研修への参加により、職員の専門性の向上を図る。</p> <p>(5) 未成年後見人支援事業 (2,020千円) 親を亡くした子どもなどの未成年後見人の報酬や損害賠償保険料を支援し、未成年後見人の確保を図る。</p> <p>(6) 児童虐待防止のための広報啓発等事業 (794千円) 広報・啓発資材の作成・配布等により、児童虐待の予防や早期発見を図る。</p> <p>(7) 夜間休日虐待対応・相談専用ダイヤル受付事務委託事業 (6,560千円) 夜間休日の児童相談所虐待対応・相談専用ダイヤルの受付業務を民間団体に委託し、児童の安全確保等を図る。</p>		

- (8) 一時保護機能強化事業 (7, 863千円)
一時保護所に学習指導員を配置し、入所児童の学習環境の充実を図る。
- (9) 児童相談所第三者評価事業 (586千円)
児童相談所の業務の第三者評価を行い、業務の質の評価・改善を図る。
- (10) 児童虐待を防止するためのSNS相談事業 (32, 222千円)
子育て世帯・子どもなどを対象としたLINE相談窓口を設置し、子育ての不安解消、子育て世帯・子どもの孤立・児童虐待の防止等を図る。
- (11) 児童養護施設等体制強化事業 (19, 646千円)
児童養護施設等に対し、補助職員の雇上経費を補助し、人材不足の解消と体制の強化を図る。
- (12) 要保護児童対策地域協議会機能強化事業 (1, 205千円)
市町村の要保護児童対策地域協議会の構成機関等を対象とした研修会を開催し、要対協の機能強化を支援する。
- (13) 中高生を対象とした児童虐待防止講座実施事業 (658千円)
中高生を対象に体罰によらない子育てや児童虐待が子どもに与える影響等について講義を行い、児童虐待の防止啓発を図る。
- (14) 児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業 (2, 027千円)
児童養護施設等の入所児童から意見を聴く外部の支援員の育成及び施設等への支援員の派遣を通じて入所児童等の権利擁護（アドボカシー）の取組を推進する。
- (15) 児童相談所情報管理システム構築事業 (40, 000千円)
児童相談所の相談対応記録をシステム化し、児童相談所の業務の効率化、業務負担の軽減を図る。
- (16) 事務費 (576千円)

主 要 事 業 概 要

1 事業名	乳幼児医療助成費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進 乳幼児医療助成費 事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 乳幼児医療助成費		
2 当初予算額	1,400,000千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL:211-2532)
4 目的	乳幼児の医療費に係る経済的負担を軽減し、適切な受診機会を確保することにより児童の健全育成に努める。		
5 事業概要	<p>(1) 補助内容 市町村が行う乳幼児医療費助成事業に要する費用及び審査・支払業務委託費について補助金を交付する。</p> <p>(2) 事業主体 市町村</p> <p>(3) 助成対象 [入通院] 義務教育未就学児</p> <p>(4) 所得制限限度額 老齢福祉年金に係る扶養義務者の一部停止額を準用</p> <p>(5) 助成方法 現物給付方式</p> <p>(6) 県補助率 1/2</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	妊産婦総合対策費 (新・宮城の将来ビジョン推進 事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 周産期医療対策事業費		
2 当初予算額	143,655千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL:211-2633)
4 目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、不安を抱える妊産婦等を支援するため、分娩前新型コロナウイルス検査を実施するとともに、感染した妊産婦に対し寄り添った支援を行うもの。		
5 事業概要	<p>(1) 不安を抱える妊婦等への出産前新型コロナウイルス検査事業 143,224千円 強い不安を抱える妊婦や基礎疾患を有する妊婦が希望する場合に、分娩前にウイルス検査を実施する体制を整備し、ウイルス検査を実施する。</p> <p>(2) 新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援事業 431千円 新型コロナウイルスに感染した妊産婦が希望する場合に、保健師等が訪問や電話等により、育児等に関する助言や支援を寄り添いながら行う。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	不妊治療医療助成費 (新・宮城の将来ビジョン推進 事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 不妊治療医療助成費		
2 当初予算額	584,270千円	3 担当課	保健福祉部子ども・家庭支援課 (TEL:211-2532)
4 目的	医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不妊治療のうち、体外受精及び 顕微授精(特定不妊治療)について、費用の一部を助成することにより、経済 的負担の軽減を図る。		
5 事業概要	<p>(1) 対象者 体外受精及び顕微授精(特定不妊治療)以外の治療法によっては妊娠の見込みがな いか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦。 (治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦)</p> <p>(2) 給付の内容 1回の治療につき30万円まで (凍結胚移植[採卵を伴わないもの]等については、10万円まで)</p> <p>(3) 助成回数 1子ごと6回まで (40歳以上43歳未満は3回まで)</p> <p>(4) 事業主体 宮城県・仙台市</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	障害者差別のない共生社会推進費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 障害者差別のない共生社会推進事業		
	(各課別歳出予算概要事業名) 障害者差別のない共生社会推進事業費		
2 当初予算額	17,000千円	3 担当課	保健福祉部障害福祉課 (TEL: 211-2538)
4 目的	令和3年2月議会に提案する新規条例(障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例)を契機に、障害者差別の解消に向けた普及啓発事業と情報保障に取り組むもの。		
5 事業概要	<p>1 障害者差別解消についての普及啓発事業 【16,000千円】</p> <p>障害を理由とする差別は、障害や障害者に対する理解不足が原因であると考えられることから、様々な広報媒体によるきめ細やかな普及啓発を行うとともに、県民や事業者が自ら差別の解消に取り組む機会の創出も並行して行う。</p> <p>(1) 障害者差別等に関する理解の普及・啓発事業 (3,845千円) 普及啓発に関するガイドラインや動画の作成、ラジオ放送等による普及啓発を行う。</p> <p>(2) 環境整備モデル事業 (10,000千円) 障害者に配慮した環境整備を行う事業者を支援し、優れた取組をモデル的な取組として県民や事業者に広く情報発信する。</p> <p>(3) スマホで助け合いサービス実証事業 (2,155千円) スマートフォン用アプリの「手助けマッチング機能」を活用し、「手助けを必要とする人」と「手助けしたい人」との相互理解を促す。</p> <p>2 地域における読書バリアフリー体制強化事業 【1,000千円】</p> <p>自ら情報を入手することが困難な視覚障害者を対象に、読書バリアフリー法の施行を踏まえ、地域の公立図書館とも連携し、視覚障害者の利用に適した情報機器の普及とサピエ図書館(全国規模の電子図書サービス)の利用を促進する。</p> <p>(1) 体験機会の創出 視覚障害者向け情報機器・サピエの利用体験、相談会を各地域で開催する。</p> <p>(2) 支援機能の強化 視覚障害者情報センターの音声による読書が可能な貸出用情報機器の充実を図る。</p> <p>(3) 情報発信の強化 公立図書館を対象とした視覚障害者向けサービス講習を実施する。</p>		

主 要 事 業 概 要

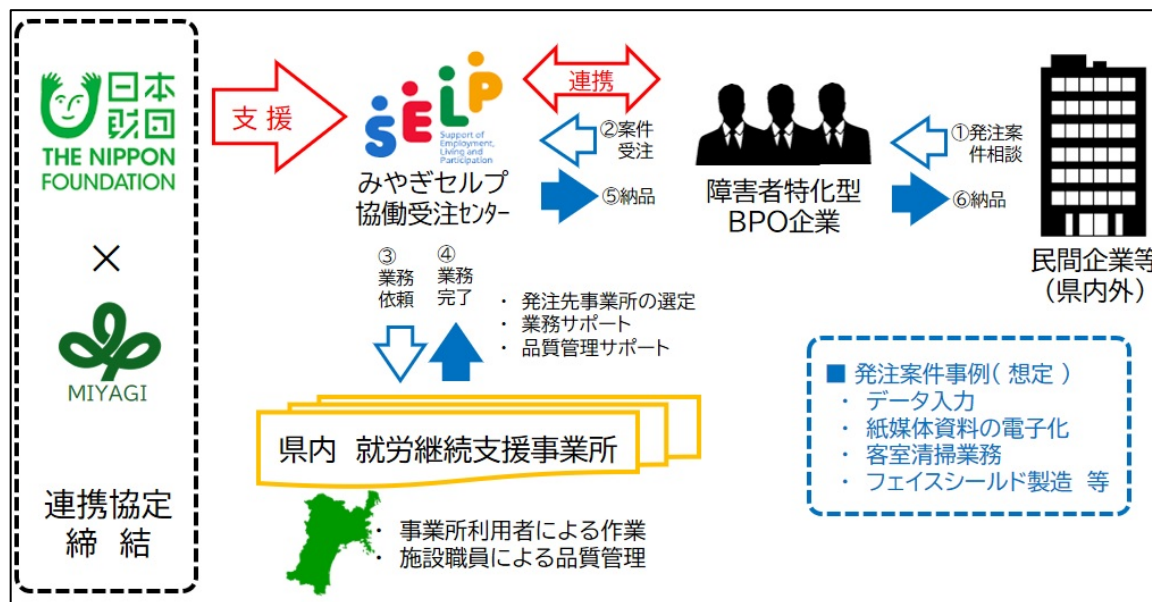
1 事業名	BPOを活用した障害者工賃向上モデル推進費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) (各課別歳出予算概要事業名) 障害者就労継続支援事業所地域活動支援事業費		
2 当初予算額	5,000千円	3 担当課	保健福祉部障害福祉課 (TEL: 211-2541)
4 目的	障害者の就労機会の拡大と工賃向上を図るため、県内共同受注窓口におけるBPOを活用した受注拡大のビジネスモデルを構築するもの。		
5 事業概要			

BPOを活用した工賃向上モデル事業

【5,000千円】

日本財団と連携して、県内共同受注窓口である「みやぎセルフ協働受注センター」に事業費を補助し、BPOを活用した受注拡大のビジネスモデルを構築し、受注開拓、就労事業所のネットワーク強化、新たな業務の受注体制整備を図り、県内の就労継続支援B型事業所で働く障害者の工賃向上を図る。

<事業イメージ>



主 要 事 業 概 要

1 事業名	船形の郷建替整備費		
	(新・宮城の将来ビジョン推進事業名)		
	(各課別歳出予算概要事業名) 船形の郷整備費		
2 当初予算額	2, 4 4 4, 4 1 5 千円	3 担当課	保健福祉部障害福祉課 (TEL : 211-2544)
4 目的	施設・設備の老朽化や入所者の高齢化・障害重度化及び啓佑学園の18歳以上の入所者の受入先確保のため、利用者の生活の質の向上と安心して生活出来る場の確保をするため建替を令和6年度の全面供用開始に向けて行うもの。		
5 事業概要			

令和2年度に着手した居住棟C改築工事と活動棟改築工事を令和4年6月の竣工予定で進め、令和4年度以降の改築・改修・解体工事等の設計及び地質調査を実施するもの。

居住棟C改築工事	1,160,141千円
活動棟改築工事	1,013,629千円
外構・造成工事	176,330千円
工事管理費	20,256千円
地質調査	6,000千円
新事務管理棟・既存棟改修実施設計	49,298千円
現事務管理センターほか4棟解体設計	3,614千円
事務費	785千円
法面測量、地質・土質調査、設計	14,362千円

全体スケジュール

棟名称	第1期工事				第2期工事		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
居住棟2棟	設計	契約	新築工事	★ 一部供用開始	新居住棟3棟完成		
居住棟、活動棟		設計	契約	新築工事	★	居室300室完成	
とがくら園				設計	契約	改修工事	★ 全面供用開始
事務管理棟				設計	契約	新築工事	★
各種建物解体	工事		工事		工事		工事
定員	220名			240名			300名

定員には短期入所定員含む

主 要 事 業 概 要

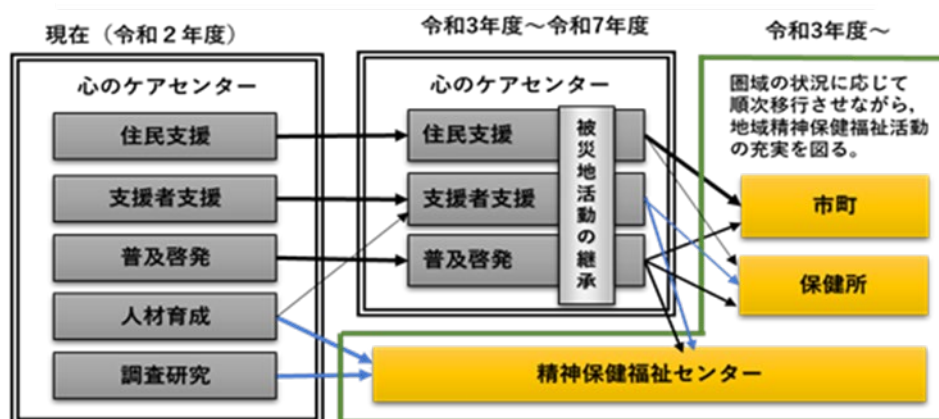
1 事業名	多様な子どもの安心子育て支援費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 多様な子どもの安心子育て支援事業 (各課別歳出予算概要事業名) 地域支え合い体制づくり事業費		
2 当初予算額	12,000千円	3 担当課	保健福祉部精神保健推進室 (TEL: 211-2543)
4 目的	医療的ケア児及び発達障害児並びにその家族が、ライフステージに応じて住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、早期発見、早期療育支援体制の充実を図るもの。		
5 事業概要	<p>1 障害児通所支援事業所等看護体制整備推進事業 2,000千円</p> <p>(1) 事業目的 障害児通所支援事業所等における医療的ケア児の受入を促進するため、医療的ケアに対応する看護職員の確保・育成を図る。</p> <p>(2) 事業概要 看護職員を募集する事業所の調査、求職者情報を把握し、事業所と求職者のマッチングを図るとともに、就業後のフォローアップを実施。</p> <p>(3) 実施方法 関係団体等への委託による実施を想定</p> <p>2 発達障害児支援体制整備推進事業 10,000千円</p> <p>(1) 事業目的 県の「障害児等療育支援事業」及び「発達障害者地域支援マネージャー配置事業」について、各圏域での実施体制の整備を促進するもの。</p> <p>(2) 事業概要 人材確保や相談環境等の施設面での課題を抱える事業所の課題解決に資する取組への補助を実施し、早期の体制整備を図る。</p> <p>(3) 実施方法 知事が適当と認める社会福祉法人等に対して、課題解決に資する取組に要する経費について補助を実施。</p>		

主 要 事 業 概 要

1 事業名	心のケアセンター運営支援費 (新・宮城の将来ビジョン推進事業名) 心のケアセンター運営事業 (各課別歳出予算概要事業名) 心のケアセンター運営費		
2 当初予算額	270,000千円	3 担当課	保健福祉部精神保健推進室 (TEL:211-2518)
4 目的	東日本大震災による被災者の心的外傷後ストレス障害 (PTSD), うつ病, アルコール関連問題, 自死等様々な心の問題への対応とともに, 被災精神障害者の地域生活を支援するため, 心のケアの拠点となる「みやぎ心のケアセンター」を運営する。 みやぎ心のケアセンターから地域精神保健福祉活動への移行に向け, 支援者の技術向上を図りながら体制整備を行う。		
5 事業概要			

「みやぎ心のケアセンター」への運営費補助を行うもの

- (1) 運営主体 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会
- (2) 設置場所 平成23年度に基幹センターを仙台市内に設置
平成24年度に地域センターを石巻, 気仙沼市内に設置
- (3) 職員 精神科医, 心理職, 精神保健福祉士, 保健師等の専門職を配置
- (4) 事業内容
 - ①普及啓発: 心の健康について理解を促進するため, 広報誌の発行やホームページを通じた情報発信, 啓発パンフレットの作成, 講演会等を行う。
 - ②地域住民支援: 市町等からの依頼に基づき, 訪問, 来所, 電話等の方法で被災者の相談・支援を行う。
 - ③人材育成: 支援者を対象に, 心のケアの基本的な知識から専門的な技術まで地域のニーズに応じた研修を行う。
- (5) みやぎ心のケアセンターの業務移行のイメージ



4 主要な計画の概要

主 要 な 計 画 一 覧

	計画の名称・概要	策定期期	計画期間	担当課室	掲載頁
1)	宮城県地域福祉支援計画（第4期） 住民主体による地域福祉を推進することを目的として策定した もの。	令和3年3月	令和3年度～ 令和7年度	社会福祉課	63
2)	宮城県再犯防止推進計画 本県における再犯防止推進の基本方針と施策の方向性を定めた 計画。	令和2年3月	令和2年度～ 令和6年度	社会福祉課	63
3)	第7次宮城県地域医療計画 県民の医療に対する安心と信頼を確保し、良質な医療が適切に 提供される医療提供体制の確立を目的として策定したもの。	平成30年4月	平成30年度～ 令和5年度	医療政策課	64
4)	第8期みやぎ高齢者元気プラン 高齢者福祉施策の基本的な方向性を示したもの。	令和3年3月	令和3年度～ 令和5年度	長寿社会政策課	64
5)	第2次みやぎ21健康プラン 総合的な健康づくりの指針として策定したもの。	平成25年3月	平成25年度～ 令和4年度	健康推進課	65
6)	第4期宮城県食育推進プラン 宮城の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するた めに策定したもの。	令和3年3月	令和3年度～ 令和7年度	健康推進課	65
7)	第3期宮城県がん対策推進計画 がん患者に対するがん医療の提供状況等を踏まえ、がん対策の 総合的かつ計画的な推進を図るため策定したもの。	平成30年3月	平成30年度～ 令和5年度	健康推進課	66
8)	第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画 県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために策定したもの。	平成30年3月	平成30年度～ 令和5年度	健康推進課	66
9)	感染症の予防のための施策の実施に関する計画（宮城県感染症予防計画） 感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めるため 策定したもの。	平成20年3月	平成20年度～	疾病・感染症対策課	67
10)	宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画 新型インフルエンザ等の発生予防やまん延防止などに係る各種 対策を講じることを目的に策定したもの。	平成26年3月	—	疾病・感染症対策課	67
11)	みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度） 次世代育成支援対策及び少子化対策を推進するための計画	令和2年3月	令和2年度～ 令和6年度	子育て社会推進課	68
12)	宮城県子どもの貧困対策計画 子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画	令和3年3月	令和3～ 令和7年度	子育て社会推進課	68
13)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画（第5次） 配偶者からの暴力等（DV）の防止に努め、被害者の自立支援 を促進するために策定したもの。	令和3年3月	令和3～ 令和7年度	子ども・家庭支援課	69
14)	第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画 ひとり親が安心して子育てできる環境づくりを推進し、ひとり 親家庭及び寡婦の生活の安定と自立促進を図るために策定した もの。	令和2年3月	令和2年度～ 令和6年度	子ども・家庭支援課	69
15)	宮城県社会的養育推進計画 要保護児童の保護、養育、自立支援、権利擁護など社会的養育 施策の推進を図ることを目的とした計画	令和2年3月	令和2年度～ 令和11年度	子ども・家庭支援課	70
16)	みやぎ障害者プラン 本県の障害者施策を進めていくための指針となる計画	平成30年3月	平成30年度～ 令和5年度	障害福祉課	70
17)	宮城県障害福祉計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計 画） 障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に関す る計画	令和3年3月	令和3年度～ 令和5年度	障害福祉課	71
18)	第4期宮城県工賃向上支援計画 本県の就労継続支援事業所における工賃向上支援の方向性と具 体的な取組を示すもの。	令和3年	令和3年度～ 令和5年度	障害福祉課	71
19)	宮城県自死対策計画 本県の総合的な自死対策の方向性と具体的な取組を示すもの。	平成30年12月	平成30年度～ 令和8年度	精神保健推進室	72
20)	宮城県アルコール健康障害対策推進計画 本県の総合的なアルコール健康障害対策の方向性と具体的な取 組を示すもの。	平成31年3月	平成31年度～ 令和5年度	精神保健推進室	72
21)	宮城県薬物乱用対策推進計画（第5期） 本県における薬物乱用対策の総合的な目標と施策の方向性を定 めた計画。	平成31年3月	平成31年度～ 令和5年度	薬務課	73

計 画 の 名 称	宮城県地域福祉支援計画（第4期）		
趣 旨	地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会の実現」を推進		
基 本 理 念	すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる地域共生社会の形成		
具 体 的 な 取 組	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域共生社会実現のための体制整備 2 地域福祉活動の推進 3 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり 4 福祉サービスの質の向上 5 災害や感染症への対応 6 東日本大震災の被災者支援 		
計 画 期 間	R3年度～ R7年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/
担 当 課 室	社会福祉課	電 話	022-211-2519

計 画 の 名 称	宮城県再犯防止推進計画		
趣 旨	対象者が社会において孤立することなく、社会を構成する一員として復帰し地域に定着できるように支援し再犯を防止するとともに、県民が犯罪被害を受けることなく安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すもの		
基 本 理 念	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の状況や社会情勢等に応じ、効果的な支援の実施 2 再犯防止等に関する取組への県民の理解と関心の醸成 3 国及び市町村、民間団体等との緊密な連携 		
具 体 的 な 取 組	<ol style="list-style-type: none"> 1 就労の確保に関する支援 2 住居の確保に関する支援 3 福祉サービスの提供による支援 4 薬物依存を有する者への支援 5 犯罪の特性に応じた再犯等の防止策に関する支援 6 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援 7 国及び市町村、民間団体等との連携による支援 		
計 画 期 間	R2年度～ R6年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/
担 当 課 室	社会福祉課	電 話	022-211-2519

計 画 の 名 称	第7次宮城県地域医療計画		
趣 旨	医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定に基づく、県における医療提供体制の確保を図るための計画として、また、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第9条第1項の規定に基づく、県における医療費適正化を推進するための計画として策定。		
基 本 理 念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の医療に対する安心と信頼の確保 ・ 良質な医療が適切に提供される医療提供体制の確立 		
具 体 的 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機能の分担・連携と集約化の促進 ○ がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患の5疾病に係る医療機関の機能分担・連携体制の整備。救急・災害・へき地・周産期・小児・在宅医療等の各種体制の整備 ○ 医療従事者確保対策、医療福祉情報化等の推進 ○ 医療費適正化の推進(第3期宮城県医療費適正化計画) 		
計 画 期 間	H30年度～ R5年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/
担 当 課 室	医療政策課	電 話	022-211-2618

計 画 の 名 称	第8期みやぎ高齢者元気プラン		
趣 旨	老人福祉法第20条の9に規定する高齢者福祉計画及び介護保険法第118条に規定する介護保険事業支援計画を一体的に定め、高齢者福祉施策の基本的な方向性を示したものの。		
基 本 理 念	高齢者が、今まで暮らしてきた家庭や地域の中で、自立と社会参加が保障され、みんなで支え合いながら、安心して生活できる社会を目指します。		
具 体 的 な 取 組	<ol style="list-style-type: none"> 1 団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)に向け、地域包括ケアシステムの充実・推進 2 フレイル高齢者や要支援認定者の重度化予防の推進 3 新型コロナウイルス感染症対策の推進 4 認知症への正しい理解の促進と本人発信の支援 5 介護人材の確保・養成・定着の促進 6 介護保険サービスの提供基盤整備の推進 7 介護給付適正化の推進(第5期宮城県介護給付適正化取組方針)等 		
計 画 期 間	R3年度～ R5年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/plan-pub-8kiresult.html
担 当 課 室	長寿社会政策課	電 話	022-211-2536

計 画 の 名 称	第2次みやぎ21健康プラン		
趣 旨	健康増進法に規定する県の健康増進計画として、本県の健康課題に焦点を絞った総合的な健康づくりを推進するため策定したもの		
基 本 理 念	県民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した人生を健やかに安心して暮らせる健康みやぎの実現		
具 体 的 な 取 組	1 重点的に取り組む3分野 ①栄養・食生活（アルコールを含む）、②身体活動・運動、③たばこ 2 スマートみやぎプロジェクト事業等 健康づくりサポート拠点整備等健康づくり実践の環境整備等		
計 画 期 間	H25年度～ R4年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/dai2ji-kenkouplan.html
担 当 課 室	健康推進課	電 話	022-211-2624

計 画 の 名 称	第4期宮城県食育推進プラン		
趣 旨	食育基本法に規定する県の食育推進計画として、宮城の特性を生かした食育を総合的かつ計画的に推進するため策定		
基 本 理 念	・県民一人一人が、食を生きる上での基本としてとらえ、健全な食生活と心身の健康増進を目指します。 ・多彩で豊富な宮城の食材の理解と食文化の継承を通して、豊かな人間形成を目指します。		
具 体 的 な 取 組	1 みやぎの食育推進事業 ・みやぎ食育フォーラムの開催や「みやぎの食育通信」の発行等、地域の食育推進事業の実施 2 みやぎの食育連携事業 ・みやぎ食育コーディネーターの育成研修会及び活動支援等		
計 画 期 間	R3年度～ R7年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/sokuiku3kiplan-main.html
担 当 課 室	健康推進課	電 話	022-211-2637

計 画 の 名 称	第3期宮城県がん対策推進計画		
趣 旨	がん患者に対するがん医療の提供状況等を踏まえ、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定したもの。		
基 本 理 念	—		
具 体 的 な 取 組	<ol style="list-style-type: none"> 1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 2 患者本位のがん医療の実現 3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 4 これらを支える基盤の整備 		
計 画 期 間	H30年度～ R5年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/keikakutop.html
担 当 課 室	健康推進課	電 話	022-211-2638

計 画 の 名 称	第2期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画		
趣 旨	宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例に規定する基本的な計画として、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため策定したもの		
基 本 理 念	—		
具 体 的 な 取 組	<ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児期及び学童期・思春期の歯科口腔保健対策の重点化 2 歯周病予防対策の強化 3 要介護者、障害児・者への歯科口腔保健対策の充実 4 施策の展開による連携づくりの推進 		
計 画 期 間	H30年度～ R5年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/sikahoken.html
担 当 課 室	健康推進課	電 話	022-211-2623

計 画 の 名 称	感染症の予防のための施策の実施に関する計画（宮城県感染症予防計画）		
趣 旨	感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めるため策定		
基 本 理 念	—		
具体的な取組	1 事前対応型行政の構築 2 県民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策 3 人権の尊重 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応 5 正しい知識の普及と情報の提供		
計 画 期 間	H20 年～	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/youboukeikaku.html
担 当 課 室	疾病・感染症対策課	電 話	022-211-2632

計 画 の 名 称	宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画		
趣 旨	新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条に基づく都道府県行動計画として策定		
基 本 理 念	—		
具体的な取組	次の2点を主たる目的として対策を講じていく。 1 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する 2 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする		
計 画 期 間	H26 年度～	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/influenza.html
担 当 課 室	疾病・感染症対策課	電 話	022-211-2632

計 画 の 名 称	みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和２年度～令和６年度）		
趣 旨	みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、次世代育成支援対策推進法第９条第１項、子ども・子育て支援法第６２条第１項及びみやぎ子ども・子育て県民条例第２４条第１項に基づき、子ども・子育て支援対策について定めるもの。		
基 本 理 念	誰もが安心して子どもを産み育て、すべての子どもが愛情に包まれ心身ともに健やかに成長できる社会づくりを目指す。		
具 体 的 な 取 組	①社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり、②教育・保育の確保と充実、③子どもの成長を支える教育の推進、④安心して子どもを生み育てるための保健・医療の充実、⑤支援を必要とする子どもや家庭への対応、⑥仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進、⑦子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備、⑧東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援		
計 画 期 間	R2年度～ R6年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/kodomo-kosodate-plan2.html
担 当 課 室	子育て社会推進課	電 話	022-211-2528

計 画 の 名 称	宮城県子どもの貧困対策計画		
趣 旨	子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条に基づき、子供の貧困対策に関する大綱を勘案の上、本県が実施する子どもの貧困対策について定めるもの。		
基 本 理 念	みやぎの子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されず、現在から将来にわたり、夢と希望を持って健やかに成長していくことができる地域社会の実現を目指す。		
具 体 的 な 取 組	①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、④経済的支援		
計 画 期 間	R3年度～ R7年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/kodomohinkon-plan2.html
担 当 課 室	子育て社会推進課	電 話	022-211-2528

計 画 の 名 称	配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画（第6次計画）		
趣 旨	子どもへの影響を含め、深刻化する配偶者からの暴力等（DV）の被害の現状に鑑み、県・市町村・関係機関及び地域社会が連携して、DVの防止に努め、被害者の自立支援を促進するために策定したもの。		
基 本 理 念	①被害者の人権の擁護と男女が共に理解し合える社会の実現 ②配偶者からの暴力等を容認しない社会の実現		
具 体 的 な 取 組	1 被害者等の相談・保護体制の充実 2 被害者等の自立に向けた支援 3 DV家庭に育つ子どもの安全・安心を確保する支援 4 民間支援団体との連携・協働 5 暴力を許さない社会の形成		
計 画 期 間	R3年度～ R7年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/kihonkeikaku.html
担 当 課 室	子ども・家庭支援課	電 話	022-211-2633

計 画 の 名 称	第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画		
趣 旨	ひとり親家庭の子どもがいきいきと健やかに成長できるよう、県・市町村・関係機関及び地域社会が連携して、ひとり親が安心して子育てできる環境づくりを推進し、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と自立促進を図るために策定するもの。		
基 本 理 念	ひとり親家庭及び寡婦が安定した生活を送り、安心して子育てができることにより、子どもたちがいきいきと健やかに育成される地域社会の実現		
具 体 的 な 取 組	1 相談機能の充実 2 子育てや生活の支援 3 就業支援 4 養育費の確保 5 自立へ向けての経済的支援 6 人権尊重の社会づくり		
計 画 期 間	R2年度～ R6年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/hitorioya-keikaku4.html
担 当 課 室	子ども・家庭支援課	電 話	022-211-2633

計 画 の 名 称	宮城県社会的養育推進計画		
趣 旨	保護者がいない子ども，児童虐待を受けた子どもなど，要保護児童の保護，養育，自立支援，権利擁護など社会的養育施策の充実・強化を図ることを目的として策定するもの。		
基 本 理 念	「子どもの権利保障」及び「家庭養育優先の原則」		
具 体 的 な 取 組	1 当事者である子どもの権利擁護の取組， 2 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組， 3 里親等への委託の推進に向けた取組， 4 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組， 5 施設の小規模化かつ地域分散化，高機能化及び多機能化，機能転換に向けた取組， 6 一時保護改革に向けた取組， 7 社会的養護自立支援の推進に向けた取組， 8 児童相談所の強化等に向けた取組		
計 画 期 間	R2 年度～ R11 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/syakaitekiyouiku.html
担 当 課 室	子ども・家庭支援課	電 話	022-211-2531

計 画 の 名 称	みやぎ障害者プラン		
趣 旨	障害者基本法第11条第2項に定める，障害者のための施策に関する基本的な計画であるとともに，「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に掲げられた政策の方向性等を実施するための個別計画として策定するもの。		
基 本 理 念	だれもが生きがいを実感しながら，共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり		
具 体 的 な 取 組	【施策体系】・共に生活するために ・いきいきと生活するために ・安心して生活するために		
計 画 期 間	H30 年度～ R5 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/miyagi-dpw-plan.html
担 当 課 室	障害福祉課	電 話	022-211-2538

計 画 の 名 称	宮城県障害福祉計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）		
趣 旨	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画として策定するもの。		
基 本 理 念	（1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援，（2）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等，（3）入所等から地域生活への移行，地域生活の継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備，（4）地域共生社会の実現に向けた取り組み，（5）障害児の健やかな育成のための発達支援，（6）障害福祉人材の確保，（7）障害者の社会参加を支える取り組み		
具 体 的 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人に対するサービス等の提供体制の確保 ・ 障害福祉サービス等の質の向上 ・ 地域生活支援事業の実施 		
計 画 期 間	R3 年度～ R5 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/dpwplan-vol6.html
担 当 課 室	障害福祉課	電 話	022-211-2538

計 画 の 名 称	第四期宮城県工賃向上支援計画		
趣 旨	一般就労が困難で福祉的就労を行う障害のある人にとって、就労継続支援事業所等での工賃水準の向上が重要であることから、市町村等と連携しながら、継続的な工賃水準の引き上げに向けた取組を進め、新たに策定された国の指針等を踏まえて、本計画を策定。		
基 本 理 念	障害のある人でも自らの個性や能力を活かしながら、自分らしく生きがいを持って生活できる社会を目指す。（みやぎ障害者プラン第2章第3節3）		
具 体 的 な 取 組 （第三期計画）	<ul style="list-style-type: none"> （1）工賃水準の上昇に向けた相談体制の整備，経営コンサルタント等の派遣 （2）事業所職員の意識改革やスキルアップを目的とした研修会等の開催 （3）農福連携の推進 （4）共同受注の促進と組織の支援 （5）行政機関等からの発注の促進 （6）市町村及び企業との連携等による支援 （7）事業所指導における助言・支援等の積極的な関与 （8）PR活動等の展開による支援 		
計 画 期 間	R3 年度～ R5 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/koutinkozyo.html （第三期計画）
担 当 課 室	障害福祉課	電 話	022-211-2541

計 画 の 名 称	宮城県自死対策計画		
趣 旨	本県の総合的な自死対策の方向性と具体的な取組を示すもの。		
基 本 理 念	1 非常事態はいまだ続いている 2 自死の多くが追い込まれた末の死である 3 自死の多くは防ぐことができる社会的問題である 4 地域課題に応じた実践的な取組を PDCA サイクルを通じて推進する		
具体的な取組	(重点施策) (1) 東日本大震災の被災者への自死対策を推進する (2) 健康問題による自死対策を推進する (3) 勤務・経営問題による自死対策を推進する (4) 高齢者の自死対策を推進する (5) 経済的・社会的困窮による自死対策を推進する (6) 子ども・若者の自死対策を推進する		
計 画 期 間	H30 年度～ R8 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihosui/miyagi-scplan.html
担 当 課 室	精神保健推進室	電 話	022-211-2518

計 画 の 名 称	宮城県アルコール健康障害対策推進計画		
趣 旨	総合的なアルコール健康障害対策の方向性と具体的な取組を示すもの。		
基 本 理 念	1 アルコール健康障害の発生，進行，再発の各段階に応じた防止対策の実施と当事者・その家族の円滑な生活の営みを支援 2 アルコール健康障害に関連して生じる，飲酒運転，暴力，虐待，自死等に関する施策との有機的な連携		
具体的な取組	・発生予防（教育の振興・普及啓発活動等，不適切な飲酒の防止） ・進行予防（健康診断と保健指導，相談支援（本人・家族等），飲酒運転等のハイリスク者に対する指導等，医療の充実と連携） ・再発予防（社会復帰支援，民間団体の活動支援） ・基盤整備（相談及び治療等の拠点の整備，人材育成・確保）		
計 画 期 間	R1 年度～ R5 年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihosui/alcohol-plan.html
担 当 課 室	精神保健推進室	電 話	022-211-2518

計 画 の 名 称	宮城県薬物乱用対策推進計画（第5期）		
趣 旨	行政機関だけでなく、県民、事業者、民間団体等が一体となって、薬物乱用対策を推進していくための基本的な方向性を示した指針。		
基 本 理 念	「薬物乱用のないみやぎ」を目指し、総合的かつ明確な目標を定め、薬物乱用対策を推進する。		
具 体 的 な 取 組	「啓発強化と薬物乱用未然防止の推進」、「薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用対策の推進」、「指導取締り・水際対策の徹底」の3つの基本目標を掲げ、関係機関が連携して各施策に取り組む。		
計 画 期 間	R1年度～ R5年度	掲 載 U R L	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/yakuranta/saku.html
担 当 課 室	薬務課	電 話	022-211-2653

5 指定管理施設の概要

指定管理施設一覧

令和3年4月1日現在

	施設の名称	位置	施設数	指定管理者	所管課（室）	指定期間	掲載頁
1	宮城県介護研修センター	大崎市	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	長寿社会政策課	R2.4~R6.3 (4年)	77
2	宮城県さくらハイツ	仙台市	1	社会福祉法人宮城県福祉事業協会	子ども・家庭支援課	R3.4~R8.3 (5年)	77
3	宮城県コスモスハウス	仙台市	1	社会福祉法人宮城県福祉事業協会	子ども・家庭支援課	R3.4~R8.3 (5年)	78
4	宮城県母子・父子福祉センター	仙台市	1	公益財団法人宮城県母子福祉連合会	子ども・家庭支援課	R2.4~R7.3 (5年)	78
5	宮城県障害者福祉センター	仙台市	1	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会	障害福祉課	H31.4~R6.3 (5年)	79
6	宮城県障害者総合体育センター	仙台市	1	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会	障害福祉課	H31.4~R6.3 (5年)	79
7	宮城県視覚障害者情報センター	仙台市	1	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	障害福祉課	H31.4~R6.3 (5年)	80
8	宮城県啓佑学園	仙台市	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R3.4~R8.3 (5年)	80
9	宮城県船形の郷	黒川郡大和町	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R3.4~R6.3 (3年)	81
10	宮城県第二啓佑学園	仙台市	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R3.4~R8.3 (5年)	81
11	宮城県七ツ森希望の家	黒川郡大和町	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	R3.4~R8.3 (5年)	82
12	宮城県援護寮	大崎市	1	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	障害福祉課	H29.4~R4.3 (5年)	82

施設名	宮城県介護研修センター				
所在地	大崎市鹿島台平渡字上敷 19-7	連絡先	0229-56-9608		
URL	http://www.miyagi-sfk.net/kkc/				
指定管理者	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	指定期間	R2.4~R6.3(4年)		
施設の目的	高齢社会に向けて県民の皆様がお互いに支えあい、共に暮すため、介護講座等の開催を通じて社会福祉従事者、在宅介護者等への介護知識・技術の普及を図るとともに、介護機器の展示・相談体制を整備し、介護機器の普及を図るための拠点施設として機能の充実、強化を図ることを目的とする。				
担当課室	長寿社会政策課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2536

施設名	宮城県さくらハイツ				
所在地	仙台市	連絡先	—		
URL	—				
指定管理者	社会福祉法人 宮城県福祉事業協会	指定期間	R3.4~R8.3(5年)		
施設の目的	「児童福祉法」第7条第1項に規定する母子生活支援施設で、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその女子の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、生活を支援することによりその自立を促進し、あわせて退所した女子について相談その他の援助を行う施設。				
担当課室	子ども・家庭支援課	担当班	家庭生活支援班	電話	022-211-2633

施設名	宮城県コスモスハウス				
所在地	仙台市	連絡先	—		
URL	—				
指定管理者	社会福祉法人 宮城県福祉事業協会	指定期間	R3.4~R8.3（5年）		
施設の目的	「売春防止法」第36条に規定する婦人保護施設で、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子を保護し、及び配偶者からの暴力を受けた者等を保護する施設。				
担当課室	子ども・家庭支援課	担当班	家庭生活支援班	電話	022-211-2633

施設名	宮城県母子・父子福祉センター				
所在地	仙台市宮城野区安養寺3丁目7-3	連絡先	022-256-6512		
URL	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kodomo/boshifushisenta.html				
指定管理者	公益財団法人 宮城県母子福祉連合会	指定期間	R2.4~R7.3（5年）		
施設の目的	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第39条に基づき、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対して、各種相談、生活指導など母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設。				
担当課室	子ども・家庭支援課	担当班	家庭生活支援班	電話	022-211-2633

施設名	宮城県障害者福祉センター				
所在地	仙台市宮城野区幸町4丁目6-2	連絡先	022-291-1585		
URL	http://shinsho-miyagi.or.jp/miyasyou/				
指定管理者	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会	指定期間	H31.4~R6.3(5年)		
施設の目的	障害者の各種相談に応じ、必要な助言並びに関係各機関への連絡など、障害者に対して必要な便宜を供与するとともに、障害者の福祉に関する研修及びボランティア養成等を行い、障害者の総合的な福祉の増進を図る。				
担当課室	障害福祉課	担当班	地域生活支援班	電話	022-211-2541

施設名	宮城県障害者総合体育センター				
所在地	仙台市宮城野区幸町4丁目6-1	連絡先	022-295-6550		
URL	http://www.shinsho-miyagi.or.jp/sports/				
指定管理者	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会	指定期間	H31.4~R6.3(5年)		
施設の目的	障害者のスポーツ振興及び普及を図り、もって障害者の心身の健全な発達並びに自立及び社会参加の促進に資する。				
担当課室	障害福祉課	担当班	地域生活支援班	電話	022-211-2541

施設名	宮城県視覚障害者情報センター				
所在地	仙台市青葉区上杉六丁目5番1号	連絡先	022-234-4047		
URL	http://www.miyagi-sikaku.org/				
指定管理者	公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会	指定期間	H31.4~R6.3(5年)		
施設の目的	視覚障害のある方への点字・録音刊行物の製作，最新情報の提供や日常生活における各種の相談及び奉仕員の養成等を行うことにより，視覚障害者の福祉の増進を図る。				
担当課室	障害福祉課	担当班	地域生活支援班	電話	022-211-2541

施設名	宮城県啓佑学園				
所在地	仙台市泉区南中山五丁目2番1号	連絡先	022-379-5001		
URL	http://www.miyagi-sfk.net/chuo/				
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	指定期間	R3.4~R8.3(5年)		
施設の目的	障害児を入所させて，保護，日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を付与する。				
担当課室	障害福祉課	担当班	施設支援班	電話	022-211-2544

施設名	宮城県船形の郷				
所在地	黒川郡大和町吉田字上童子沢21	連絡先	022-345-3282		
URL	http://www.miyagi-sfk.net/colo/				
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	指定期間	R3.4~R6.3(3年)		
施設の目的	施設に入所した障害者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供、その他の障害福祉サービスを提供する。				
担当課室	障害福祉課	担当班	施設支援班	電話	022-211-2544

施設名	宮城県第二啓佑学園				
所在地	仙台市泉区南中山五丁目2番1号	連絡先	022-379-5001		
URL	http://www.miyagi-sfk.net/chuo/				
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	指定期間	R3.4~R8.3(5年)		
施設の目的	施設に入所した障害者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供、その他の障害福祉サービスを提供する。				
担当課室	障害福祉課	担当班	施設支援班	電話	022-211-2544

施設名	宮城県七ツ森希望の家				
所在地	黒川郡大和町吉田字上童子沢21	連絡先	022-345-3701		
URL	http://www.miyagi-sfk.net/senk/				
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	指定期間	R3.4~R8.3(5年)		
施設の目的	在宅心身障害者及び介護者の保養並びに介護者の療育に対する支援を行うとともに、在宅心身障害者の緊急一時保護を行う。				
担当課室	障害福祉課	担当班	施設支援班	電話	022-211-2544

施設名	宮城県援護寮				
所在地	大崎市古川旭五丁目7番21号	連絡先	0229-23-1513		
URL	http://www.miyagi-sfk.net/kenp/				
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	指定期間	H29.4~R4.3(5年)		
施設の目的	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間にわたり、生活能力の向上のために必要な訓練及び支援を行う。				
担当課室	障害福祉課	担当班	施設支援班	電話	022-211-2544

6 附属機関の概要

保 健 福 祉 部 附 属 機 関 一 覧

	附 属 機 関 の 名 称	設置年度	所 管 課 室	掲載頁
1	宮城県社会福祉審議会	昭和26年度	保健福祉総務課	85
2	宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会	平成21年度	社会福祉課	85
3	宮城県医療審議会	昭和23年度	医療政策課	85
4	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会	平成17年度	医療政策課	86
5	宮城県衛生検査所精度管理専門委員会	平成17年度	医療政策課	86
6	宮城県救急医療協議会	平成17年度	医療政策課	86
7	地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会	平成22年度	医療政策課	87
8	宮城県周産期医療協議会	平成26年度	医療政策課	87
9	宮城県小児医療協議会	平成26年度	医療政策課	87
10	宮城県地域医療介護総合確保推進委員会	平成27年度	医療政策課	88
11	宮城県准看護師試験委員	昭和26年度	医療人材対策室	88
12	宮城県地域医療対策協議会	令和元年度	医療人材対策室	88
13	宮城県介護保険審査会	平成11年度	長寿社会政策課	89
14	みやぎ高齢者元気プラン推進委員会	平成17年度	長寿社会政策課	89
15	宮城県福祉有償運送運営協議会	平成17年度	長寿社会政策課	89
16	宮城県介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会	平成18年度	長寿社会政策課	90
17	宮城県高齢者権利擁護推進委員会	平成20年度	長寿社会政策課	90
18	宮城県生活習慣病検診管理指導協議会	平成17年度	健康推進課	90
19	宮城県歯科保健推進協議会	平成17年度	健康推進課	91
20	みやぎ21健康プラン推進協議会	平成17年度	健康推進課	91
21	宮城県食育推進会議	平成18年度	健康推進課	91
22	宮城県がん対策推進協議会	平成19年度	健康推進課	92
23	宮城県がん登録情報利用等審議会	平成28年度	健康推進課	92
24	宮城県感染症診査協議会	平成11年度	疾病・感染症対策課	92
25	宮城県感染症対策委員会	平成17年度	疾病・感染症対策課	93
26	宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会	平成17年度	疾病・感染症対策課	93

	附 属 機 関 の 名 称	設置年度	所 管 課 室	掲載頁
27	宮城県肝炎対策協議会	平成19年度	疾病・感染症対策課	93
28	宮城県慢性疾病児童等地域支援協議会	平成27年度	疾病・感染症対策課	94
29	宮城県次世代育成支援対策地域協議会	平成17年度	子育て社会推進課	94
30	宮城県子ども・子育て会議	平成25年度	子育て社会推進課	94
31	宮城県幼保連携型認定こども園審議会	平成27年度	子育て社会推進課	95
32	宮城県障害者施策推進協議会	昭和47年度	障害福祉課	95
33	宮城県リハビリテーション協議会	平成17年度	障害福祉課	95
34	宮城県障害者介護給付費等不服審査会	平成18年度	障害福祉課	96
35	宮城県障害児通所給付費等不服審査会	平成24年度	障害福祉課	96
36	宮城県精神医療審査会	昭和63年度	精神保健推進室	96
37	宮城県精神保健福祉審議会	平成18年度	精神保健推進室	97
38	宮城県自然環境保全審議会温泉部会	昭和23年度	薬務課	97
39	宮城県麻薬中毒審査会	昭和28年度	薬務課	97
40	宮城県薬事審議会	昭和38年度	薬務課	98
41	宮城県献血推進協議会	平成18年度	薬務課	98
42	宮城県指定薬物審査会	平成27年度	薬務課	98
43	宮城県国民健康保険審査会	昭和37年度	国保医療課	99
44	宮城県後期高齢者医療審査会	平成20年度	国保医療課	99
45	宮城県国民健康保険運営協議会	平成29年度	国保医療課	99

附属機関の名称	宮城県社会福祉審議会			設置年度	昭和26年度
根拠法令等	社会福祉法第7条第1項(昭和26年法律第45号)及び宮城県社会福祉審議会条例第1条	設置目的	社会福祉に関する事項を調査審議するための宮城県社会福祉審議会を設置する。		委員数 25
担当課室	保健福祉総務課	担当班	保健福祉政策班	電話	022-211-2507

附属機関の名称	宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会			設置年度	平成21年度
根拠法令等	福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、福祉サービス第三者評価を行う事業の推進に関する重要事項を調査、審議する。		委員数 10
担当課室	社会福祉課	担当班	団体指導班	電話	022-211-2516

附属機関の名称	宮城県医療審議会			設置年度	昭和23年度
根拠法令等	医療法第72条 医療法施行令第5条の16～22 宮城県医療審議会運営要綱	設置目的	医療法の規定によりその権限に属する事項(医療計画、医療法人の設立・解散等)を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。		委員数 30
担当課室	医療政策課	担当班	医務班	電話	022-211-2614

附属機関の名称	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会			設置年度	平成17年度	
根拠法令等	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例	設置目的	中期目標、中期計画の作成認可に係る意見提示や業務実績評価を行うほか、必要に応じて業務運営の改善勧告を行うなど、地方独立行政法人の目標・評価制度の根幹となる役割を担う。		委員数	7
担当課室	医療政策課	担当班	病院事業班	電話	022-211-2613	

附属機関の名称	宮城県衛生検査所精度管理専門委員会			設置年度	平成17年度	
根拠法令等	臨床検査技師等に関する法律第20条の5衛生検査所精度管理専門委員会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、衛生検査所の精度管理に関する重要事項を審議する。		委員数	4
担当課室	医療政策課	担当班	医務班	電話	022-211-2614	

附属機関の名称	宮城県救急医療協議会			設置年度	平成17年度	
根拠法令等	救急医療協議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、救急医療体制の充実強化に関する重要事項を調査審議する。		委員数	16
担当課室	医療政策課	担当班	地域医療第一班	電話	022-211-2622	

附属機関の名称	地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会			設置年度	平成22年度	
根拠法令等	地方独立行政法人宮城県立病院機構評価委員会条例	設置目的	中期目標、中期計画の作成認可に係る意見提示や業務実績評価を行うほか、必要に応じて業務運営の改善勧告を行うなど、地方独立行政法人の目標・評価制度の根幹となる役割を担う。		委員数	8
担当課室	医療政策課	担当班	病院事業班	電話	022-211-2613	

附属機関の名称	宮城県周産期医療協議会			設置年度	平成26年度	
根拠法令等	周産期医療協議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、周産期医療体制の充実強化に関する重要事項を調査審議する。		委員数	10
担当課室	医療政策課	担当班	地域医療第一班	電話	022-211-2622	

附属機関の名称	宮城県小児医療協議会			設置年度	平成26年度	
根拠法令等	小児医療協議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、小児医療体制の充実強化に関する重要事項を調査審議する。		委員数	9
担当課室	医療政策課	担当班	地域医療第二班	電話	022-211-2617	

附属機関の名称	宮城県地域医療介護総合確保推進委員会			設置年度	平成27年度
根拠法令等	地域医療介護総合確保推進委員会条例	設置目的	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条の規定による都道府県計画について、広く有識者からの意見聴取を行う。		委員数 24
担当課室	医療政策課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2618

附属機関の名称	宮城県准看護師試験委員			設置年度	昭和26年度
根拠法令等	保健師助産師看護師法第25条 准看護師試験委員条例 (昭和27年3月27日宮城県条例第2号)	設置目的	准看護師試験の実施に関する事務をつかさどる。		委員数 10
担当課室	医療人材対策室	担当班	看護班	電話	022-211-2615

附属機関の名称	宮城県地域医療対策協議会			設置年度	令和元年度
根拠法令等	医療法第30条の23 地域医療対策協議会条例	設置目的	医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施について調査審議する。		委員数 20
担当課室	医療人材対策室	担当班	医師定着推進班	電話	022-211-2692

附属機関の名称	宮城県介護保険審査会			設置年度	平成11年度
根拠法令等	介護保険法第184条 介護保険審査会条例	設置目的	保険者（市町村）の行う行政処分（保険料の賦課，要介護認定等）に対する不服申立の審理・裁決を行う。		委員数 18
担当課室	長寿社会政策課	担当班	地域包括ケア推進班	電話	022-211-2552

附属機関の名称	みやぎ高齢者元気プラン推進委員会			設置年度	平成17年度
根拠法令等	みやぎ高齢者元気プラン 推進委員会条例	設置目的	知事の諮問に応じ，みやぎ高齢者元気プラン（高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画）に関する重要事項を調査審議する。		委員数 15
担当課室	長寿社会政策課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2536

附属機関の名称	宮城県福祉有償運送運営協議会			設置年度	平成17年度
根拠法令等	道路運送法施行規則 第51条の7 福祉有償運送運営 協議会条例	設置目的	福祉有償運送の必要性その他福祉有償運送の運営に関する重要事項を審議する。		委員数 10
担当課室	長寿社会政策課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2536

附属機関の名称	宮城県介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会			設置年度	平成18年度
根拠法令等	介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会条例	設置目的	介護予防に関する事業の評価及び介護予防に関する事業について市町村に対して行う支援に関する重要事項を調査し、審議する。		委員数 15
担当課室	長寿社会政策課	担当班	地域包括ケア推進班	電話	022-211-2552

附属機関の名称	宮城県高齢者権利擁護推進委員会			設置年度	平成20年度
根拠法令等	高齢者権利擁護推進委員会条例	設置目的	高齢者虐待の防止，その他高齢者の権利擁護の推進に関する重要事項を調査，審議する。		委員数 10
担当課室	長寿社会政策課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2536

附属機関の名称	宮城県生活習慣病検診管理指導協議会			設置年度	平成17年度
根拠法令等	生活習慣病検診管理指導協議会条例（平成17年宮城県条例第63号）	設置目的	生活習慣病検診の実施方法及び精度管理に関する重要事項を審議する。		委員数 11
担当課室	健康推進課	担当班	健康推進第二班	電話	022-211-2624

附属機関の名称	宮城県歯科保健推進協議会			設置年度	平成17年度
根拠法令等	歯科保健推進協議会条例 (平成17年宮城県条例 第64号)	設置目的	歯と口腔の健康づくりの推進に関する重要事項を審議する。		委員数 12
担当課室	健康推進課	担当班	健康推進第一班	電話	022-211-2623

附属機関の名称	みやぎ21健康プラン推進協議会			設置年度	平成17年度
根拠法令等	みやぎ21健康プラン推進協議会条例 (平成17年宮城県条例第62号)	設置目的	みやぎ21健康プランの推進に関する重要事項を審議する。		委員数 18
担当課室	健康推進課	担当班	健康推進第二班	電話	022-211-2624

附属機関の名称	宮城県食育推進会議			設置年度	平成18年度
根拠法令等	食育推進会議条例	設置目的	食育基本法(平成17年法律第63号)第32条第1項の規定による、県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため。		委員数 20
担当課室	健康推進課	担当班	食育・栄養班	電話	022-211-2637

附属機関の名称	宮城県がん対策推進協議会			設置年度	平成19年度
根拠法令等	がん対策推進協議会条例（平成19年宮城県条例第36号）	設置目的	宮城県がん対策推進計画の策定その他がん対策の推進に関する重要事項を審議する。		委員数 15
担当課室	健康推進課	担当班	がん対策班	電話	022-211-2638

附属機関の名称	宮城県がん登録情報利用等審議会			設置年度	平成28年度
根拠法令等	がん登録情報利用等審議会条例（平成28年宮城県条例第27号）	設置目的	がん登録等により得られた情報の利用、提供及び匿名化に関する事項を調査審議する。		委員数 7
担当課室	健康推進課	担当班	がん対策班	電話	022-211-2638

附属機関の名称	宮城県感染症診査協議会			設置年度	平成11年度
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	設置目的	感染症の患者に対する就業制限、入院勧告及び公費負担等に関し、必要な事項を審議する。		委員数 6
担当課室	疾病・感染症対策課	担当班	感染症対策班	電話	022-211-2632

附属機関の名称	宮城県感染症対策委員会			設置年度	平成17年度
根拠法令等	感染症対策委員会条例（平成17年宮城県条例第117号）	設置目的	感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する重要事項を審議する。		委員数 9
担当課室	疾病・感染症対策課	担当班	感染症対策班	電話	022-211-2632

附属機関の名称	宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会			設置年度	平成17年度
根拠法令等	指定難病等及び遷延性治療対策協議会条例（平成17年3月25日宮城県条例第65号）	設置目的	指定難病及び小児慢性特定疾病の患者等に対する医療費の支給並びに特定疾患、先天性血液凝固因子障害等、スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ並びに遷延性意識障害に関する治療研究事業の適正かつ円滑な推進について審議する。		委員数 30
担当課室	疾病・感染症対策課	担当班	難病対策班	電話	022-211-2636

附属機関の名称	宮城県肝炎対策協議会			設置年度	平成19年度
根拠法令等	肝炎対策協議会条例（平成19年宮城県条例第33号）	設置目的	肝炎ウイルス検査、肝炎医療体制充実強化その他肝炎対策の推進に関する重要事項を審議する。		委員数 10
担当課室	疾病・感染症対策課	担当班	感染症対策班	電話	022-211-2632

附属機関の名称	宮城県慢性疾病児童等地域支援協議会			設置年度	平成27年度
根拠法令等	慢性疾病児童等地域支援協議会条例（平成27年3月25日宮城県条例第34号）	設置目的	小児慢性特定疾病児童等その他の長期にわたり療養を必要とする疾病にかかっている児童等に対する地域における支援に関する重要事項を審議する。		委員数 13
担当課室	疾病・感染症対策課	担当班	難病対策班	電話	022-211-2636

附属機関の名称	宮城県次世代育成支援対策地域協議会			設置年度	平成17年度
根拠法令等	次世代育成支援対策推進法第2条 宮城県条例第153号	設置目的	次世代育成支援対策の推進に関する重要事項を審議する。		委員数 15
担当課室	子育て社会推進課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2528

附属機関の名称	宮城県子ども・子育て会議			設置年度	平成25年度
根拠法令等	子ども・子育て支援法第77条第4項 宮城県条例第54号	設置目的	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。		委員数 20
担当課室	子育て社会推進課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2528

附属機関の名称	宮城県幼保連携型認定こども園審議会			設置年度	平成27年度
根拠法令等	幼保連携型認定こども園審議会条例	設置目的	幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する事項を調査審議する。		委員数 7
担当課室	子育て社会推進課	担当班	保育支援班	電話	022-211-2529

附属機関の名称	宮城県障害者施策推進協議会			設置年度	昭和47年度
根拠法令等	障害者基本法第36条第1項	設置目的	宮城県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について調査・協議する。		委員数 20
担当課室	障害福祉課	担当班	企画推進班	電話	022-211-2538

附属機関の名称	宮城県リハビリテーション協議会			設置年度	平成17年度
根拠法令等	リハビリテーション協議会条例	設置目的	リハビリテーションに係る総合的な施策の推進に関する重要事項を審議する。		委員数 20
担当課室	障害福祉課	担当班	地域生活支援班	電話	022-211-2541

附属機関の名称	宮城県障害者介護給付費等不服審査会			設置年度	平成18年度
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法第98条第1項 ・ 障害者介護給付費等不服審査会条例 	設置目的	知事の諮問に応じ、介護給付費等または地域相談支援給付費等に関する処分の審理に関し、公正かつ中立な審査を行う。		委員数 10
担当課室	障害福祉課	担当班	運営指導班	電話	022-211-2558

附属機関の名称	宮城県障害児通所給付費等不服審査会			設置年度	平成24年度
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者総合支援法第98条第1項 ・ 障害児通所給付費等不服審査会条例 	設置目的	知事の諮問に応じ、障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に関する処分の審理に関し、公正かつ中立な審査を行う。		委員数 10
担当課室	障害福祉課	担当班	運営指導班	電話	022-211-2558

附属機関の名称	宮城県精神医療審査会			設置年度	昭和63年度
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	設置目的	精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する。		委員数 20
担当課室	精神保健推進室	担当班	精神保健推進班	電話	022-211-2518

附属機関の名称	宮城県精神保健福祉審議会			設置年度	平成18年度	
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項 精神保健福祉審議会条例	設置目的	精神保健福祉施策推進に必要となる各事項について審議し、県に対して意見を具申する。		委員数	20
担当課室	精神保健推進室	担当班	精神保健推進班	電話	022-211-2518	

附属機関の名称	宮城県自然環境保全審議会温泉部会			設置年度	昭和23年度	
根拠法令等	温泉法第32条 自然環境保全審議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、温泉掘削等申請に係る処分等について審議する。		委員数	10
担当課室	薬務課	担当班	薬事温泉班	電話	022-211-2652	

附属機関の名称	宮城県麻薬中毒審査会			設置年度	昭和28年度	
根拠法令等	麻薬及び向精神薬取締法第58条の13 麻薬中毒審査会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、麻薬中毒者の入院継続の適否について審議する。		委員数	5
担当課室	薬務課	担当班	監視麻薬班	電話	022-211-2653	

附属機関の名称	宮城県薬事審議会			設置年度	昭和38年度
根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条 薬事審議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項について調査審議する。		委員数 15
担当課室	薬務課	担当班	薬事温泉班	電話	022-211-2652

附属機関の名称	宮城県献血推進協議会			設置年度	平成18年度
根拠法令等	宮城県献血推進協議会条例	設置目的	知事の諮問に応じ、献血に関する重要事項について審議する。		委員数 20
担当課室	薬務課	担当班	薬事温泉班	電話	022-211-2652

附属機関の名称	宮城県指定薬物審査会			設置年度	平成27年度
根拠法令等	宮城県薬物の濫用の防止に関する条例第20条	設置目的	知事の諮問に応じ、知事指定薬物の指定の適否について審議する		委員数 5
担当課室	薬務課	担当班	監視麻薬班	電話	022-211-2653

附属機関の名称	宮城県国民健康保険審査会			設置年度	昭和37年度
根拠法令等	国民健康保険法 第91～103条	設置目的	保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分について不服がある者からの審査請求について審議する。		
委員数	9				
担当課室	国保医療課	担当班	国保指導班	電話	022-211-2564

附属機関の名称	宮城県後期高齢者医療審査会			設置年度	平成20年度
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律 第128～130条	設置目的	後期高齢者医療給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他この法律の規定による徴収金(市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分について不服がある者からの審査請求について審議する。		
委員数	9				
担当課室	国保医療課	担当班	医療指導班	電話	022-211-2565

附属機関の名称	宮城県国民健康保険運営協議会			設置年度	平成29年度
根拠法令等	国民健康保険法第11条	設置目的	国民健康保険事業の運営に関する方針の作成及び国民健康保険事業費納付金の徴収並びにその他国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議する。		
委員数	11				
担当課室	国保医療課	担当班	国保事業経営班	電話	022-211-2456

令和3年度保健福祉行政の概要

令和3年4月

編集

宮城県 保健福祉部 保健福祉総務課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL:022-211-2507 FAX:022-211-2595

E-mail:hohukse@pref.miyagi.lg.jp

